

京都は改革難

の覆轍を踏むの虞れを懐かしむるものあつたが爲めであらう。

京都は一千年來公家の天地だ。若し萬一皇政維新をして、只だ武家に代ふるに、公家を以てするに止らしめば、それは積弊の宿代へをしたるまでにて、改革の實は、到底擧ぐることに不可能となる可きだ。大久保は京都の地盤の上に於て、改革の政治を行ふよりも、寧ろ京都を去りたる他處に於て、改革の政治を行ふの得策なる可きを看取したるが爲めに、此の如く殆んど平地に波瀾を起すが如き、動議を提出したものであらう。

回覽に附す

而して岩倉は左の如く、之を議定、參與の回覽に附した。

別紙之通、大久保一藏より手元迄差出候事に候得共、爲賢考入高覽候也。

正月廿三日

具 視

議 定

參 與

御 中

眞正起草者

抑も岩倉が如何なる程度まで、大久保の此の遷都論に共鳴したるかを詳にせざるも、必らずしも之に反對でなかつたことは、やがて此論旨が實現せられたるを見ても分明的だ。

尙ほ此の献議文は、大久保の名にて提出したるが、其の起草者の何人であるかは未詳である。但だ其の原稿と見る可きものは、岩下佐次右衛門の手書にして、恐らくは大久保が岩下に諮り、岩下親から筆を執りて、之を記したものであらう。

文中歐洲帝王の簡易人民に親近したる例を援きたるが如きは、岩下の歐洲に於ける實見に基くものであらうと察せらるゝ。

薩人賛成

されば此の議論は大久保の發意であつたにせよ、薩藩の要人等は、當初より之を賛成し、之を支持したるに相違なかる可く、即ち他人の色目では、之を薩藩の議論視したるも、必らずしも無理からぬことだ。然も其の發案者は固より大久保たる可く、而して大久保の目的は遷都でなく、改革であり、遷都は改革を行ふ爲めの必須の方便であつた。

異論多端

遷都論には、随分異論多かつたものと見え、廿三日の評議では、大久保日記にもある通り、「衆評不_レ決」であり、正親町三條實愛日記にも、「一 浪花遷都之事、薩長土三國より申立、有議不_レ決」とある通り、未了にて散會した。而して果然反對は公家側から來つた。大久保日記に曰く、

【八九】 遷都論の行衛

久我の反對

一 廿六日(慶應四年正月)岩倉公被_レ召參殿、久我(建通)公昨夜御入來、遷都之事、薩に奸謀有_レ之、是を期にして、薩長相合、大に私權を張候云々之賦にて候由。後藤も同論にて候得共、實は態と同意之體を以盡力いたし候云々。且土藝も同論云々。右之次第にて、甚不容易_ニ 義に思食候趣承候間、是は決而因循説を以て、拒候爲之策に相違無_レ之、後藤は此儀は異條無_レ之段申上る。尙又木戸などに談じ吳候様承る。木戸に差越相談し、三條公に參殿、岩倉卿御出、

後藤岩倉の眞意

是非後藤に談じ候趣申上る。然らば尙又久我の御談可_レ被_レ成云々承り退散、木戸同道、三樹に差越、拙宅同伴、今夜止宿。

以上によりて、如何に遷都論が、糾紛しつゝ、あつたかゞ判知る。久我建通其人は、何れよりして、斯る説を聴取したる乎。而して後藤も外は賛成の如くして、内は反對などの説は、後藤其人の從來の行徑から考査すれば、一概に打消し難き筋無きにあらざるも、是亦果して其通りである乎。岩倉が斯る入説を聞いて、特に大久保を招き、之を傳へたのは、岩倉自身も亦た中心安んせざるところあるが爲めであつたかも知れない。然も大久保は斷然其の所信を開陳し、岩倉の言によりて、更らに木戸と會見し、木戸同道三條邸に抵り、同邸にて更らに三條、岩倉と相見た。其の往來の頻繁を見ても、此の問題の糾紛の程度が察せらるゝ。

公卿愈因循

一 廿七日木戸同道、岩倉邸に參殿、久我卿尙又御詰問相成候處、愈因循之策にて、後藤關係なきこと明白いたし、仍て同人に談じ候様、仍而退散。今日より太政官代、二條城に被_レ移參仕。

大久保一藏

總裁局顧問被_二仰出_一候事。

大久保と木戸とが、提携_{ていけい}と云はん乎、對立と云はん乎、何れにもせよ、兩人は愈よ新政府の上に、席を連ねて相立つこととなつた。而して前文によりて、遷都論の反對が、公家中の因循論から出で來りたる真相が突きとめられた。

木戸の賛成

抑も木戸は何時頃から遷都論に賛成したる乎。彼は正月二十二日の曉入京した。而して大久保が木戸を此の問題にて訪問したるは、實に前記の如く廿六日であつた。

會利_{たまく}通來りて公の旅宿を訪ひ、具に大阪遷都建言の事情を語る。公海内の形勢に鑑みて、大に其議を賛襄_{さんじやう}し、利通、眞臣と相與に太政官に出で、具視、實美の兩卿に謁し、賊徒の巢窟_{さうくつ}を擊破し、外國交際の規模_{きぼ}を制定し、車駕大阪に遷幸あらせらるべきの三事を建言せり。眞臣の日記正月二十六日の條に、「大久保一藏來訪、大事件に付、岩卿より御内諭有_レ之、木戸同道太政官へ罷出_ル」と

見へたるが是れなり。既にして公は太政官を退廳し、利通と三本木の旗亭_{きてい}に至りて、互に時事を談議し、遂に利通の家_{いへ}に赴きて宿す。…廿七日公また利通と俱に參朝す。具視建通の意見を質して、其説の因循_{いんじゆん}を論破し、且つ象二郎が遷都の反對説に關係なきこと明白となれり。〔松菊木戸公傳〕

とあるを、大久保日記と對照すれば、遷都論に就て、大久保、木戸の提携_{ていけい}の行徑_{かうけい}は、自から分明だ。

木戸伊藤宛狀

尙ほ二十六日付木戸が在神戸の伊藤俊輔に與へたる書中にも、

一兩日前より御催促も頻なり、無餘儀、出頭仕候。建言仕置候廉々_{かどく}は、巢穴_{くわく}を迅速御討伐_{じんそくごたうばつ}、外國御交際之大規則、主上浪華_{なには}へ御遷座_{ごせんざ}（原註、是は極密なり）先此三ヶ條にて、小々之事は、大略相論じ置申候。

とあるを見れば、木戸が遷都論の熱心なる賛成者であつたことが能く判知る。

第十六章 新政府の會計處理

【九〇】新政府の財用

財用の乏

抑も徳川慶喜が、慶應三年十月十四日、大政を返上しても、十二月九日の大改革の大號令が渙發しても、朝廷にては、差し當り新政府を建設し、之を運用し、之を支持す可き經費に當惑した。實を申せば、皇室供御さへも十分でないのに、それ以外に、収入のあり得可き筈がなかつた。されば岩倉具視の如きは、當坐の始末には、徳川慶喜をして、御用に應せしめた。

徳川慶喜に献金を求む

前中將(岩倉具視)は又新政府の財源が、僅に帝室御料三萬石に止まり、(原註、當時山城一圓進献の事は、未だ其運びに至らず)政事の運用、意の如くならざるを憂慮し、從來宮中御臺所向の御用を奉仕せる戸田大和守に内命して、密に公(徳川慶喜)に請ふ所あらしむ。因りて大和守は大阪に下り、十二月(慶應三年)十四日、登城謁

見して、献金の事を勧めまゐらす。公開召して。「そは恐多き御事なり。如何にもして、献上すべきながら、今や城内の人心激昂を極めたれば、誠に困難なり」と云ふ。大和守押返して、具に朝廷御手薄の事情を言上し、尙「先帝の御一周年祭も既に近づきたれども、これすら行はれ難き有様なり」と申すにぞ、公はいたく打驚き給ひ、「さらば星野豊後守(成美、勘定奉行並)に申談すべし」と仰せられしかば、やがて台命を傳へたるに、豊後守答へて「小堀數馬(代官)の方に收納金のあれば、それを献らん」といへり。斯くて大和守歸京の後、數馬に命じて、追々に献らしむ。朝廷始めて急を救ふを得たり。(徳川慶喜公傳)此の如く岩倉は露骨に云へば、「糧を敵に頼る」の策によりて、一時の急を凌ぐを得た。

抑も維新の志士、何れも經國、濟民の業を目指してゐたが、財政の一點に就て、豫じめ其心を用ひたる者は、決して多くなかつた。然も其中に數ふ可きは、坂本龍馬だ。彼は蚤とに此事を慮かり、慶應三年十一月朔、故らに京都から越前福井

坂本の財
政配慮

九〇 新政府の財用

に赴き、當時幽囚中の三岡八郎と會見せんことを福井藩廳に懸合ひ、其の許可を得て、三岡は監視官吏二人立合の上、坂本の旅宿に赴き、殆んど夜を徹して談論したる顛末は、既記の通りだ〔參照 第六十四冊九五—九七〕。而して其の要領は、

三岡坂本
談話

龍馬曰く、金も無く、人も無くて至極難義である。私(三岡八郎)の言ふのに、天子天下の爲に政を爲さる。天下の民は、皆天子の民である。天下安寧の爲に財を散ず、財則安寧の具なり。何ぞ財無く人無きを憂へんやだ。坂本曰く、われその事を云はんと思ふて、態々來たは。皆云へと。夫から名分、財源、經綸の順序まで、豫て貯へる滿腹の意見を語り、夜半九つ過るまで、我を忘れて吐した。則ち金札を發行せざれば、今日天下の計畫は出來ぬといふ事も委しく語り、當時自分は、幽囚人なれば、飛び立つ如く思ふても、出京はならず、全く坂本に依頼した事だ。〔由利公正傳〕

三岡召さ
る

三岡八郎は、即ち子爵由利公正だ。然るに坂本は歸京間もなく十一月十五日刺客の刃に斃れた。而して三岡八郎は、十二月十五日に至り、漸く徵召の朝命に

接した。三岡が坂本と會見中には、「金札三千萬兩を發行して、上下融通の途を開き、以て富國の基を立てなば、王政復古の實、必ず擧るべきを以てした」と云へば、兩人の相ひ契りたる所も、之を察するに難くあるまい。斯くて三岡は十二月十八日參與に任せられ、徵士となつた。而して二十三日に至つて、

三岡 八郎

金穀取扱
命ぜらる

兼而被聞食入候儀有之、御用金穀取扱之儀、取締被仰付候。尤も參與之儘、勤仕可致御沙汰候事。

十 二 月

追而學習院を以て、即今之處、假に金穀出納所と被定候間、同所へ出勤可有之候。

但尾藩林左門外に執次貳人同役に被仰付候間、右申合、勉勵可有之候事。此の如くして彼れ三岡八郎は、幽囚の身より、一躍して、朝廷の爲めに、金穀の用を辨する、云はゞ臨時大藏大臣となつた。

【九一】 戦争と金穀

三岡の人

三岡八郎は越前藩士にして、横井小楠の徒である。彼は天下同志の諸侯を糾合し、全国一致、開國進取の政治を行はんが爲めに、松平春嶽の命を奉じて、肥後、薩摩に使い、文久三年八月廿八日歸國したが、翌廿九日蟄居を命せられ、慶應三年十二月まで、四年四ヶ月に亘つた。此れは正しく福井藩に於ける黨争の結果であつた。然も彼が經綸の利器であることは、志士の間には、之を知る者皆無で無く、阪本龍馬の如き、大に彼に期待する所ありて、故らに之を往訪したるは、既記の通りだ。「参照 九〇」

岩倉に進言

二十四日(慶應三年十二月)岩倉公の門に候す。公曰く朝廷將に大に節儉して、財用を減せんとす。但焦眉の用は、願くは之を調進せよと。八郎對へて曰く、謹んで命を聞く。然りと雖政は寛裕を貴ぶ。若し朝廷にして節儉を行はば、天下

三岡自ら米穀徴發

の民皆餓ゑん。況んや内帑を節するも、大海の一滴のみ。安んぞ天下の窮乏を救ふに足らんや。今や幕府は大政を奉還し、朝廷の稜威將に大に揚らんとす。誠に千載一遇の秋なり。上に非常の君主あり、下に非常の輔相あり。爰に非常の政を爲し、非常の制度を定めなば、上下一致して、輒く非常の財源を得可し。今全国の人口を三千萬と概定し、一人金一兩を課すれば、三千萬兩を得、故に金札三千萬兩を民間に貸與し、之を用ゐて物産を興し、通商を盛にし、上下の流通を圓滑ならしむる方法あり、區々たる金策に齷齪するが如きは、斷じて不可なりと。岩倉公之を聽き、熟慮す可きを語ると。「由利公正傳」

されば彼は十二月二十六日、烏丸卿より歳末の諸費金貳拾萬兩の調達を命せらるるや、彼は曰く、謹んで尊命を拜す。今日の窮乏は致し方なし、されどやがて日本全国より一切の用意を上納せしむるの時節到來せんと答へた。而して慶應四年正月三日の夕、鳥羽、伏見の砲聲が、京都に聞えるや。彼は自から米商の家に到りて、米穀を徴發したと云ふ程であつた。

戦争は突然に起つて、兵站の急需、焦眉の際、朝廷には一も軍資に充つべき準備が無い。其の處置を同僚に謀つても名案が無い。余は是に於て都下の豪商中、與に事を議するに足る者を尋ねたるが、小野善右衛門の主管に西村勘六なる者があつて、曩に幕府の大政を奉還した時、都下の豪商が、諸藩に貸付けた金は皆棄捐の姿となり、小野家の資産も、大方半分を亡ふの不幸に遇つたのみならず、人心恟々向ふ所を知らざるの時、獨り西村は此災厄中に在つても、猶政權復舊を賀するの意を表して、金千兩を献納したと聞いたので、翌四日西村を金穀出納所に召致して、焦眉の急を救はん事を相談した。トコロが果して見込は違はず、善く國家治亂の大體を知つて、勤王愛國の志厚く、小野家の有金は残らず朝廷の御用に立てることを承諾した。それから三井、島田の兩家に説き、三家より直ちに金壹萬兩を調達したので、兵機を誤らなかつた。「由利公正

實話」

尙ほ東久世通禧の回顧談には、

三日の夜、征討參謀を仰付られて、俄に旗を造るやら、出發の準備をするやら、大騒ぎであつたが、此時朝廷に金が無い。誰やらが會計官であつたが、御所中でヤット五百兩計りかき集めて、それで東寺まで押し出した。とある。何れにしても戦争の開始に、沫を喰つた情態が、眼前に髣髴する。但だ斯る際にも、薩長其他何れも、自給自辨であつたから、戦争がやつて行けたのだ。

【九二】 紙幣發行の議 (一)

新政府の軍事行動は、全く豫想外に順調に進行した。此方では敵勢が手緊しく進撃し來る際には、主上は山陰方面へ御遷幸を準備してゐたに拘らず、敵は三日夜以來、次第に背進し、大阪に退却し、而してその大阪さへも守り得ずして、江戸に逃れた。而して但だ困却したのは、經費問題だ。

金策評議

七日夜徳川慶喜の官位は、總て剝奪せられ（按ずるに官位褫奪は正月十日）、續いて有栖川宮に東征總督を命ぜられ（按ずるに此れは二月九日のこと）、就ては御親征の名分を天下に御布告あるべく、且又會計の基礎御決定ありたしとの事で、參與大久保、廣澤、後藤、岡、岩下と予（三岡八郎）とは、岩倉公の出席を請ふて大に評議した。されど戦争は突然に起つて、先の見えぬ事故、誰とて今後の方針を持つて居ない。兎や角と頻りに論ずる内、廣澤は予に向ひ、是非共金子二十萬兩を用意すべしと云ふ。

當時に於ては、二十萬兩は大金だ。決して容易に出來得可き見込は無かつたであらう。

大金の急要

予曰く、些少の金を用意しても、大事を爲すに足らぬ。若し大計を定めずして、事苟且に出れば、必ず大事を誤る。少くとも基金三百萬兩用意ありたし。二十萬兩より一躍三百萬兩となる。驚く者は獨り廣澤其人のみでは無かつたであらう。

金札發行申出

廣澤曰く、時勢此の如く、大金は出來ざる可しと。予曰く、大金出來ずして事を止むるとならばいざ知らず。必ず斯業を遂げんとならば、爰に一策ありとて、始めて參與の列席にて、金札發行の經綸策を陳べた。

紙幣發行は、三岡八郎の宿論だ。此れは前きには坂本龍馬と、福井の坂本投宿の旅館にて、夜を徹して熟談懇話を遂げてゐたことだ。

評議決せず

即ち今日國家の疲弊は朝廷のみではない。諸藩皆さうである。今天下の民三千萬金を納めて、維新の大業を翼賛し奉れば、三千萬の民が皆融通を缺く。それ故金札を以て之を補ひ、十三ヶ年を以て返納せしめ、此間に勞力を以て富國の源を起さしめ、一舉して仁政の基を開く時は、兩つながら全きを得ん。願くは此議に決定ありたしと言つたが、群議沸騰、深更に至るも決せず。是れも尤のことだ。當時の參與の中には、未だ國家全體の財用に就ては、何等の經驗も無ければ、經綸をも持たなかつた。

決死内決

先づ會計基金三百萬兩を調達しようとの事なり。予重ねて曰く、融通の途を與

へずして、基金のみを調達せよとならば、これから皆覺悟して呉れなければ困る。予一人で出来るものでない。是丈の金額を調べ得ざれば、予は死する覺悟なれば、命掛けで遣るのだと。是に於て皆本氣になつて、彌よ基金三百萬兩調達の事は内決した。「由利公正實話」

以上は固より後日譚なれば、其の時日や場所やに就ては、或は精確を少くやも知る可からざれども、大體の筋道に於ては、全く此の通りであつたものと察せらるる。今ま「岩倉公實記」を按ずれば、左の如く記してゐる。

岩倉の贊成

初め王政一新の大號令を換發するや、府庫空乏にして、會計の困難尤も甚し。參與三岡八郎が金穀出納所取締を命せらるゝに及んで、首として楮幣發行の議を建つ。具視之を善とす。朝議猶豫決せず。鳥羽、伏見二道の戰端開くの方に、金穀殆んど竭き、日常の用度亦支ふること能はざらんとす。正月廿一日八郎全國の石高に應じ、楮幣を製造して、以て一時の急を救ひ、其發行の後十三年を経て、始て正貨を以て兌換すべきの方案を草し、之を上つる。議定、參與

皆敢て探否を言はず、具視獨り此方案を採用するに非らざれば、會計の基本を立つること能はずと論じ、力めて八郎が議を助く。とあるを見れば、三岡八郎の後日譚と、大體一致するを見る。

【九三】 紙幣發行の議 (二)

三岡覺書

尙ほ三岡の覺書なるものがある。此れは月日は記入し無きも、正月十日主上御加冠以前であることは、其の前半に、大赦の意見があるを見て知る可しだ。今ま財用に關する部分だけを掲げんに、

諸侯に紙幣貸付案

乍、恐御尋に付奉申上候。(大赦に關する項略す)

一 民命之得る處者、金穀の多寡並に融通、辨利に關係仕候儀にて、總て信義を以て被行候儀と奉存候。右は大抵日本國中の高に應じ、萬石萬兩之割合を以て、紙幣御仕立相成、諸侯者勿論、夫々高割を以て、拜借被仰付、御直領の

利足の事

儀者、別に法則を定め、市在一統御貸渡相成候様有御座度候事。

但諸侯へ御貸渡之儀者、各國仕來之政度差支も有之向者、拜借之儀勝手次第可爲、上納之儀者、壹年一割一步、又は一割貳步之上に御取極相成、拾ケ年上納相遂候上は、最早不及上納候事。

右納之内、一割は拾ケ年切捨可申、外貳步或は壹步の分者、役所平用並に非常之用に相備へ可申事。

市在貸付方法

一 御直捌市在貸付方之儀は、物産又は家業に應じ、夫々員數取極可申、利足並期日之儀は、兼而御勘定相成候上、時宜により用捨可有之事。年々御切捨之儀者、諸侯分配同様可爲。

右御利潤分は、御臺所御用達に差出可申事。

右者生民之都合御賢察被爲在候上、追々御仕出相成候共可然哉奉伺候。

彼の意見は、抵當には米穀若しくは他の物産を以て、それ相應の紙幣を發行し、之を大名若しくは人民に貸與し、十個年賦にて之を償還せしめ、而して其の利足

は、之を國家の通常若しくは臨時の費用に、或は之を御臺所用に供す可しとのことだ。

西洋紙幣と異

右者當今西洋之紙幣と事替候へども、一先右之御仕向無御座候ては、一時盛大之道相開け申間敷、右之筋被行候上、人心之開發に應じ、公明至當之御仁惠を以て、夫々御取起相成候はゞ、一時に盛大之道被行て、更に世界之上に相進み可申哉に愚慮仕候事。外に海陸軍備並外國交接物産仕向、又は器械製造之廉々、且又金銀銅座之次第、數條御座候得共、追而奉申上度候。

右に就き尙ほ中根雪江の「戊辰日記」に曰く、

正月廿一日 方今大政復古之運に向ひしかども、天下多事多難なる上に、朝廷に金穀乏敷、民を賑し、兵を出すに由なき而已ならず、殆今日之供給に迫れる勢故、數々濟時之議事あれども、更に其術を得ざりしに、會計掛り三岡八郎、日本全國之石高に應じ、楮幣を製し、一時之急を救ひ、十三年之後を待つて、楮幣すべて現金に復歸すべき趣法を建議せり。此法取捨之衆議疑懼紛々とし

中根雪江の記事

て、兩端更に決し難くして、席を竟へ、翌廿二日も亦爾り。廿三日に至つて、楮幣を製造あるべきに決し、其主宰全權を、八郎へ被命たり。中根は三岡と同藩であるが、何れかと云へば、彼は三岡の政友では無かつた。然るに其の記するところ此の通りであれば、餘事は兎も角も、財用の一點に於ては、三岡が當時の群英中に、超群絶倫であつたことが判知る。又た「岩倉公實記」に曰く、

富座募金

二十三日朝議遂に決し、八郎をして之を董督せしむ。此時に方り、軍需不貲、楮幣の製造を俟つの暇なし。朝議先づ畿内の富農、豪商を曉諭し、金參百萬兩を募集し、以て會計局の基金に充てんことに決す。此の如くして富座の急は、彌よ募金もて支辨することとなつた。

【九四】 御用金の徴發

會計御用
曉諭

紙幣發行の議は、既記の通りであるが〔参照 九二、九三〕、正月二十九日會計事務總督中御門經之、淺野茂勳（長勳）は、京都、大阪の爲替方、兩替店等を招致し、度支の事に服し、且つ基金の募集に應せんことを懇諭した。

此度於太政官萬機被聞召候に付ては、金穀其外民間戸口賦役等之儀、總て會計局御取扱に相成候に付、其方共向後會計御用被仰付候間、何れも厚相心得正路を以て、上下共差支無之様、精々盡力可有之事。尤是迄仕來り融通は勿論、新規取引之廉も、尙慥成引當を以、手廣融通させられ度御趣意に候間、心付之次第有之候はゞ、早々可申出事。

金子參百萬兩

右者此度會計爲御元立、調進可有之事。右返濟之儀は、地高を以、御引當に被成下候筈に候得共、尙好之筋も有之候はゞ、可申出事。

此の三百萬兩の募集は、固より前記の通り、三岡八郎の建議に基きたるは云ふ迄もなし。然も爲替方、兩替店等は、何れも疑懼して、之を逃避せんとするの状あ

岩倉自ら
三井等面
諭

金拾萬兩
徵發

り。此に於て岩倉具視は、親しく三井三郎助、小野善助、島田八郎右衛門を、自邸に招致し、之を懇諭し、朝旨の存する所を詳説した。斯くて三井、小野等も、皆な其命を奉じ、何れも家費を傾けて、奉仕せんことを申し出でた。斯くて二月三日、親征の令を頒つに際し、京阪の富豪に曉諭し、其の經費拾萬兩を上納せしめた。

此度御親征に付、當月先づ浪華へ行幸被_レ仰出候。右御用途筋之儀は、皇威弛張之根基に候て、御親征御成功之御要務に候間、御趣意を以て、其方共へ右御用途被_レ仰付候。千古未曾有之御大業に候得者、能々朝恩を相辨へ、一盃之御奉公可_レ致候。尤暫時之御融通を仕り上候迄之事に而、必竟此度之御用途は、御國內一般、合力之御處置も可_レ被_レ爲_レ在候間、即今出銀致し候者共之難澁相成候様之儀は、決而無_レ之候。至急之御場合を存上、心入宜き者へは、別格之御賞美も可_レ有_レ之候。萬一心得違致し、其力ありて其力を盡さざる者は、逆意に均_レき筋に候。此旨屹度可_レ相心得候事。

出金人名

此の如くして拾萬兩の浪華行幸經費は、京阪の豪富等より徵發せられた。當時其命に應じて、出金したる金額と人名は、左の通りであつた。

一金參萬兩

三井三郎助
島田八郎右衛門
小野善助

一金壹萬兩

下村正太郎
伊勢屋 彌太郎
竹原彌兵衛
萬屋忠兵衛
甲屋次郎兵衛
萬屋甚兵衛
近江屋九郎三郎

一金壹萬兩

以上京都

九四 御用金の徵發

| | |
|---------|---------|
| 一金五千五百兩 | 鴻池屋善右衛門 |
| 一金五千五百兩 | 加島屋久右衛門 |
| 一金五千五百兩 | 加島屋 作兵衛 |
| 一金四千五百兩 | 米屋 平右衛門 |
| 一金三千五百兩 | 辰巳屋久左衛門 |
| 一金三千五百兩 | 平野屋 五兵衛 |
| 一金三千五百兩 | 千種屋 龜之助 |
| 一金三千五百兩 | 米屋 喜兵衛 |
| 一金貳千七百兩 | 鴻池屋 莊兵衛 |
| 一金貳千五百兩 | 米屋 伊太郎 |
| 一金貳千五百兩 | 加島屋 作五郎 |
| 一金貳千兩 | 鴻池屋 市兵衛 |
| 一金貳千兩 | 加島屋十郎兵衛 |

以上大阪
 米屋長七郎
 島屋市之助

計心細き會

而して以上の拾萬兩は、前に掲げたる三百萬兩の基金金の中に包含するものとして、之を計上することとした。固より上方の豪商等は、従前から江戸幕府より御用金を課せられたる先例があることなれば、今更ら驚く可きでもなかつたであらうが、然も新政府が何等融通の道は無く、只管ら御用金に頼りて、其の新政を施設するの用度に供せんとするは、如何にも心細き至りと云はねばならぬ。然も事實は全くその通りであつた。

第十七章 新政府政令不統一

【九五】 東久世通禧の三條實美に與へたる一書

若干の左
右扞格

當時朝廷の政治、兵馬倥傯の際、前後矛盾、左右扞格の件少からず。是れ固より已むを得ざることなれども、人心に影響する所亦た少からず。左に掲ぐるは、外事總督東久世通禧が、正月十九日付にて、三條實美に與へたる一書である。

聖上益御機嫌好被爲涉、恐悅奉存候。然者兵庫表其後先靜謐御座候。御安心可給候。

江戸近報

東久世が兵庫に於て、六國公使と會見の始末は、既報の通りだ〔參照 六七―七二〕。扱正月十二日朝慶喜軍艦を以、江戸歸城之趣、昨十八日横濱より神戸商館へ告越候。藝土等江戸屋敷燒拂等風聞有之、此儀は虚實不可知候。就而者愚意聊申述候。

各藩會盟
誓書徵發
の要

先づ江戸の近報を告ぐ。方今之形勢函嶺以西は王師に抗候者無之歟に候得共、蕭牆之内、甚掛念致候。萬々一蹉跌致候時は、肥前、肥後を始め、諸藩方向如何相轉可申哉。彌東伐之王師東進とならば、皇威挽回之勢、得ると失ふの境に有之候得者、在京諸藩を朝堂に會し、東伐の儀、各藩遵守自署捺印、誓書を献じ候様有之度と存候。

在京各藩總代、會盟誓書を献すること。是れ各藩を統制して、其の表裏反覆を防ぐ所以。

各藩要人
皆同意

右は癸亥(文久三年)の如き偽勅論を防ぎ、萬全を保護する爲めに有之候。且又長州が朝廷を擁するとか、薩州が廟算を運らすとか云ふ他の諸藩の臆説を預防する爲めに有之候。將又天下之公論、後日之確證と爲す可く、旁列藩連判誓盟之上、正々堂々錦旗東下し、罪魁を討伐の實行致度、是は公論決而愚が一家の私説に非ず。既に大山格之助輩に談するに、不是と爲さず、此他薩長兩藩

人、此説に同意する者多し。閣下此説を如何とす。若し御同意ならば、急に此舉を企ん事を懇祈致候。

此説は薩長人士が、東久世に進言し、彼の名によりて、三條に提議せしめたのであるやも知る可からず。

政令不統一の一例

宮中府中爲一體、先哲所説、京師浪華政令不一、小臣十三日より兵庫出張、軍事に不關候得共、其意を不得事而已有之候。備前の兵、十六七日姫路城を收め候處、京師屋敷は其儘にて、十五日御元服に付、太刀代献上之儀、參與役所より觸出候趣、早打を以本國姫路に告來候處、本城は已に陷落後に有之、本國は朝敵の名にて、討伐を受け、其京邸は依然として大禮を賀するの献物を促さる。此何の道理ぞや。

如何にも矛盾の甚だしきもの。

政令粗漏

加之備後福山も亦献物觸連名之内に在り。此藩も朝敵の名に羅列せしに非ずや。然るに又献物を促されたり。參與役所は朝廷の政令の所出、天下に令す

る此の如く、粗漏にしては、名分の存する、何の處に有之候哉。貴君副總裁に位し、此の如き些々たる小事は、之を知らずと言ふ可し。雖然政令一失、其責誰に歸著するや。肯て請ふ、諸參與に命じて、粗漏なき様、謹ましむ可し。諸藩は再び徳川が政令を戀々するに至るやも難測、深く戦慄すべき事に候。

如何にも痛切の意見だ。

將軍營中人無し

征討大將軍（仁和寺宮嘉彰親王）の營、烏丸と小臣死力を盡し、錦旗を淀城に進め終に浪華に入り、聊か心を慰する處、十三日以後、小臣宮の左右を離れて、兵庫に在り。烏丸傍に在て朝夕勉勵すべしと思ひしに、豈圖らんや、大和の亂妨を鎮撫の爲、十六日營を去る。中沼了三之に隨ふと云ふ。大將軍の左右は、壬生、平松兩人ある而已にて、幕中は凡俗世態の鄙事を談ずるのみ。此小臣痛哭の一なり。急に中沼を召返し、左右に待せしめんと欲すと雖、小臣十里を離れ、切に心志を勞するも益なし。流涕する而已に候。

烏丸は烏丸光徳、壬生は壬生基修、平松は平松時厚。上記の如く大將軍營中、全く人無く、東久世の痛哭、流涕も、亦た已むを得ざる次第だ。

澤任官希望

澤歸洛せり。急に樞要に任職し、皇輝を増さしめんことを希望候。

澤は生野銀山の主將、當初七卿の一人澤宣嘉のこと。

悪習多端

方今再び不可得之機會に際し、此盛舉を水泡となさしめば、何の顔あつて世人に對せんや。貴君請ふ勉勵を加へて、延元、承久の覆轍に到らざらしめんとを懇祈す。廟算元より目的を失はずと雖、僅に一戦して此好機運に至り乍ら、舊習悪弊の去り難き事多端なり。更に一層勵精あらんことを希望候也。

前文誓約連判の一件、意に適せば、急に施行せんことを要す。若し適せざれば、衆議を是れ仰ぐ。其餘件々小臣五春秋、貴君と艱苦を同くするを以、敢て微意を述ぶる而已。海容是祈候。

正月十九日燈下執筆

通禧

三條前黃門公
本文の所説は、當時の世相を反映するの資料として、尤も注目す可きものだ。何人も承久、延元の覆轍を履む無からんことを心配して已まなかつたことは、之を見ても分明であらう。

【九六】 東久世通禧の岩倉具視に與へたる一書

外人取締

東久世は又た正月二十二日付にて、大阪より左の一書を、岩倉に與へた。

彌御勇健奉賀候。御繁務御焦慮之程奉遙察候。然者兵庫、神戸邊外國

人取締、追々順序相立申候間、御降念被下度。

當時東久世は、外事總督として、専ら外人交渉の事に任じてゐた。

扱東征之義如何哉、御遷延に相成候ては、建武之昔、尊氏の如き大舉を企も難計、大阪、兵庫等は、兵備追々盡力致居候得共、風聞に、徳川は甲鐵船を

徳川紀州上陸の噂

九六 東久世通禧の岩倉具視に與へたる一書

三八三

買入、紀州へ乗入、上陸之由申候。實説ならば紀州は忽反覆可致と存候。此れは幸ひにも實説では無かつた。

東征急要

十二日に慶喜歸城、最早十日にも相成候間、定而遠略を廻し可申、廟算早、相決し、桑城を攻落し、王師東下致さねば、大事に及可申。

徳川内部
攪亂策

此れは實際は買被りであつた。慶喜には左程の遠略は無かつた。付而者慶喜は反逆致候得共、徳川氏は罪なし、祭祀を江戸に存する抔と、流言を關八州に發しなば、旗下之士も議論紛々、方向を失ひ可申。頼山陽之承久度之説にも有之通、徳川を潰すと立ては、隙取可申、權術、權謀を以て早く勢を殺ぎ候様、御著目有之度存候。

寛大論を以て、徳川内輪を攪亂す可しとの説。當時岩倉の胸中には、東久世の進言を蹴たす、恐らく其の謀計は熟してゐたものと察せらるゝ。

大阪より傍觀致し候得者、かゆき處へ手届かね候様子に相見へ候。實に越樽候得共、存分に申上候。

諸侯東征
誓約の要

東久世は岩倉とは同族の好みあり、是を以て此の如く盡言した。

且諸藩に尊幕不致、眞實勤王貳心無之段を誓はせ、今度東征でなければならぬと申儀を、各調印させて、證據を取置候儀、第一之要務と存候に付、愚存三條殿へも申上置候。木戸準一郎などの説も同様のよし、長人より承候。例の僞勅抔の説預防に御座候間、左様御承知被下度候。

此れは前掲三條に與へたる書中に詳である(參照 九五)。惟ふに東久世は、文久三年八月の政變にて、懲々したから、僞勅抔の問題が後から飛び出さざる様、斯くは豫防策を講じたものであらう。

岩倉身上
忠告

一 貴君を誹謗候者多分有之候。其説は權勢を貪り、私ありと申す事に候間、能々身を顧み御周旋無之而者、天下之御爲に不相成と存候。當面一棒、岩倉其人の身上に向つて、忠告を加ふ。

八千丸(岩倉具視三男子爵岩倉具經)殿東下之儀など、頗る議論に涉り申候。

此れは正月九日具視第二子具定(後に公爵岩倉具定)東山道鎮撫總督と爲り、八千丸

副總督となる事に就ての世評を云々するもの。當時八千丸は未だ首服を加へずして、其命を承けた。此れは如何なる事情若しくは理由あるにせよ、兎も角も異數であつた。

一家の事
注意の要

天下之御爲に周旋は勿論、一身之利害を顧みて可_レ致事に非ず候得共、一家に關係之事柄は、餘程身を顧みて被_レ遊候様、爲_二皇國_一願上候。

此れは勿論のこと。

斯く誹_レ謗起り候儀は、嫉妬心より致す處なれば、所謂飛鳥盡て良弓藏ると申場合に、遂には立至り可_レ申と存候に付、一家に關係の事は、御注意被_レ成候様、相願候。天下之御爲を存じ、年來知己と存じ、實に無_二伏藏_一申上候間、御海怨可_レ被_レ下候。東征之儀は、時日を争_レ申候間、尤無_二御如才_一と存候得共、愚存之儘幸便申上候。實に御焦慮之程、奉_レ察候。早々以上。

正月廿二日

通 禧

岩倉前中將閣下

當時岩倉は權勢の中心たれば、自然に衆怨群謗の焦點となるを免れず。東久世の忠告も、此の意味よりして、決して偶然では無かつた。然も本書の眼目は、東征の促進運動が第一であつた。

【九七】 岩倉の徳川慶喜懐柔運動

急要政策

當時の朝廷には、大にしては幕府の外交を朝廷に引き續ぐこと。その外交の殺急問題は、備州兵對外人の葛藤事件の善後措置、及び局外中立問題の始末等あり、次には財政問題にして、大には國家財用の基本を定め、楮幣を發行する事。小にしては當時の朝廷政務上の經費に就て、募金する事。更らに遷都論、東征の實行等、幾多の重大問題が横はつてゐた。

岩倉の調
略手段

斯る問題の中心となりつゝ、ある岩倉具視は、其の胸中更らに徳川慶喜を懐柔す可

九七 岩倉の徳川慶喜懐柔運動

三八七

く、畫策する所があつた。彼は一方には東征の請元であるかの如き位地を占めつ
つも、他方には砲火を用ひず、調略手段もて、其の目的を果さんことを期した。
それは彼は江戸の状況を、牒報により知り、其の手を著く可き點を見出したから
だ。

江戸情報

正月廿三日、今日於官代（太政官）岩倉殿、公（春嶽）へ御内談之儀有之、其
後雪江（中根）へ御逢に而、御申聞有之候は、卿（岩倉）之御家從、去る十六日
江戸を發足し、昨日歸京にて申出候趣は、於江戸表前橋家老山田太郎右衛門、
豆州葦山縣附屬柏木總藏申合、大に奮發し、徳川氏之廢立血食を謀り、麾下も
七分は及荷擔候得共、前橋侯之方向定り兼、其事難成趣なり。
以上は岩倉の手許に於て得たる江戸の情報だ。

春嶽に幹
旋依頼

就而は公（春嶽）にて、此處を御周旋あつて、謝罪之道相立候へば、社稷之保存
に於ては、岩倉殿死を誓つて、御請合候間、生靈之爲、宗家之爲、此御周旋は
公に限り候に付、此段公へ御申上之處、公は雪江へ御談に相成候様との御挨拶

に付、御示談有之旨に付。

以上は岩倉が松平春嶽に語りし所を、更らに春嶽よりの意見にて、岩倉が改めて
中根雪江に語りし談話の梗概だ。

雪江及御答候は、不容易大事候得ば、主人存寄も篤と相伺ひ、熟考可仕旨
申上處。

此れは中根から岩倉への返答。

岩倉強説

兎角早々決定無之而は、所詮無之、薩は國を護る兵を除て、三萬之兵あり。
長は四十八隊あり。是を以關東へ、海陸より討入る時は、大亂は不及申、死
傷無數なるべければ、此急を救はゞ、大功此に過る者なし。井伊、藤堂杯も相
談可然と、大に御勸誘有之に付、何分篤と勘考可仕と申上たり。

以上は岩倉の越前春嶽及び中根雪江に向つて、越前藩に徳川氏恭順の周旋を勸誘
したる文句だ。

尙岩倉の得たる情報中の一節に、

徳川方二分

一 即今徳川一家中之情態に而は、悉く十方とほうにくれ、未だ今日迄防戦の策も不立候得共、朝廷より嚴重之御沙汰有之候はゞ、皆己の死又は飢餓を憂うれふよりして、一和するの機も相見へ候。何分關東人は、名分は更に不辨候間わきまへずさふらふあひだ、只々寛大を以駕馭がきよすれば、終には前橋等之謝罪説も、會桑之戦争説と、必二た分れになり、刃を用ひずして、落著す可き歟。

牒報要領

尙ほ如上の牒報は、慶應三年、岩倉具視が、其の門下生の伊藤謙吉を江戸に遣り、其の事情を偵察せしめ、正月二十二日、歸り報じたるものだ。その要領は、松平大和守直克の家老山田太郎左衛門は、葦山代官手代柏木總藏と相諮り、徳川慶喜を禁錮し、謝罪の實効を立て、徳川氏の社稷を存せんとの策を以て、之を其主大和守に説いたが、大和守は遲疑して、未だ決しないとのことを、伊藤は川村惠十郎より傳聞したと云ふことだ。

岩倉和宮手書を得

川村は幕吏にして、曾て京都に在りて、岩倉の知遇を受けたるものなれば、其の信憑しんひようす可きは勿論だ。而して岩倉は又た同時に和宮かすのみやより手書を得た。それは宮よ

りして、東海道鎮撫總督橋本實梁さねあやなに寄せ、實梁は更らに之を其父實麗さねあきらに送りて、岩倉に呈せしめたのだ。之を以て彼は此の如く越前の君臣を勧誘して、徳川慶喜恭順きやうじゆんの事に盡力せしめんことを企畫きくわくしたのだ。

【九八】 岩倉具視と越前君臣

越前君臣の方策

岩倉から慫慂しやうようせられたる越前の君臣は、渡りに舟として、宗家の爲めに、盡力を試みんとした。而して松平春嶽は、前橋藩主松平大和守直克への直書を、中根雪江は、前橋藩老山田太郎左衛門へ、それぞれ特使をもて書状を與へ、其の所謂る廢立、恭順運動を促さんとした。然もそれに就ては、岩倉の保障を得るを必須として、その旨を岩倉に申通したところ、岩倉は左の一書を正月廿六日附にて與へた。

徳川岩倉血食保證

愈御安康珍重不斜候。然者今度徳川慶喜進退、實に不可言次第、百事去候儀

には候得共、尙今日に至り、爲宗家御苦心之條、令推量候。若條理上にお
ゐて、齟齬する事なく、其道相立候様有之候は、豈血食之事懸念有之間敷
歟。聊見込之旨も有之候間、足下内々周旋之儀、後難なかるべし。乍併素
より廟議と申儀には無之、臣一己之見込之儘、申進候迄に候也。

正月廿六日

具 視

越前宰相殿

随分用心深き文句ではあるが、此の一通の爲めに、越前君臣が、獨斷專決にて、
宗家社稷保持の周旋を爲すものでなきことだけは、分明となつて來た。尙ほ春嶽
の松平直克へ與へたる書翰の要領は、

春嶽直克
宛狀

中將(岩倉具視)より内談之趣にては、先づ朝廷より無事を御好之御淵底と被奉
察候得ば、此秋に當り、貴兄にも一層御憤激有之、爲皇國、爲宗家、爲生
民、干戈を止め、社稷を被存候様、御盡力之儀、於拙子も御依頼懇禱致候。

此時に於て慶喜公御憤懣之御胸中は、萬々拜察罷在候得共、何分形迹上之御過
失、今更可奉彌縫様無之形勢候得者、唯今と相成候ては、乍恐何事も御一
身に御引受被遊候て、天下生靈之爲に、御謝罪之御道を被爲立候様、所仰
冀御座候。

と云ひ、

恭順徹底
勸説

方今天下治亂は、唯御一心之御所向により候事之處、其條理御辨へ無之、只
管無形之御前議御押張、御抗命之御姿に被成御坐候ては、御暴逆と申上候よ
り外、無御座次第に候得ば、是等之御筋合、十分御會得被爲在、判然御悔
悟にて、御反正之御所置も被行、御伏罪にて、朝廷之降命を被爲待候様、
無御座候半では、被對御祖宗、御濟不被成御儀候へば、吳々此邊御徹底相
成候様、御鼎力之程、所希望御坐候。

此の如く一意恭順をもて徹底せんことを勸説した。

尙ほ中根より山田に對する「臆斷私説」と題する長文の書翰中には、左の一項が

中根山田
宛狀

九八 岩倉具視と越前君臣

三九三

ある。

岩倉卿御内意と申條、是非御同志之御方々御内談之上之儀と被_レ察候。卿（岩倉）云、大藏大輔殿（春嶽）定而宗家之儀候へば、案勞勿論ながら、口外難_レ致時勢故、不得_レ止默止と相察居候處、家來（伊藤謙吉）より關東の模様相聞へ、前橋（松平直克）之正論幸之儀故、此方（岩倉）より致_レ發言候。何卒一ト盡力有_レ之度、大藏殿（春嶽）より外に擔當すべき人無_レ之と、殊之外乘懸り被_レ申候とある。

龜之助相續の案

一 昭徳院（徳川家茂）様御遺言にて、田安公（徳川龜之助即ち家達）御跡目之事は、兼て和宮様にも御承知被_レ爲_レ在、此度御家御相續を、和宮様御願ひ、御直書は、岩倉卿御手元に有_レ之由被_レ申候。夫故御一人様さへ御伏罪に相成候へば、御宗家之儀は、身命に換へても、御相續御取持可_レ申と、被_レ申聞候事に御坐候。此卿一亂前は、舊内府（徳川慶喜）公之爲に、實に不容易盡力有_レ之處、是は水泡と相成候へ共、此上は徳川氏之爲に、又盡力致候も、矢張朝廷之御爲、皇國之

爲と被_レ申居候て、誠意御相違無_レ之候。

とある。之を見ても、如何に岩倉が越前君臣に向つて、此の一事を説得し、彼等をして十二分に盡力せしめんことを期したるかを知ることが出来る。岩倉が斯く調略を事としたるは、固より彼に遠謀深慮ありてのことであつた。

第十八章 天皇親征の決定

【九九】 天皇親征と遷都論

岩倉の天皇親征策

岩倉は一方に調略の手を伸ばすと同時に、他方には天皇御親征をもて、天下に號令するを忘れなかつた。而して彼は親征と遷都とを、互ひに不可分の問題とし、親征の大問題中に、一時面倒であつた遷都論をも打混じて、その儘押し行かんと期待した様に察せらるゝ。而して此れは固より大久保も同様で、西郷も亦た然りであつたことは斷じて疑を容れない。否な追討論は大久保、西郷等の尤も主張したるところであつたことは、左記を見ても判知る。本書は二月朔日付、大久保より島津久光の近臣蓑田傳兵衛への一書だ。

大久保蓑田宛状

春日丸之貴翰相達拜見、於其許中將様益御機嫌克、日々御順快被爲遊、大慶奉存候。於此地太守様御同様被爲遊御坐、御同慶奉存候。御當地形體

格別相變候儀も無御坐、慶喜東歸以後、薩の罪を負せ、大に東國列藩に布告し、再舉之勢相聞候得共、頃日相達候趣には、恭順を唱へ、會(會津)を歸國せしめ、駿府出張之人數も引拂、川越(松平大和守)を謝罪之使者として、上京せしめ、且和宮様御局を以て、同斷上京相成候と之趣は、相達申候。此れは江戸方面の近情である。されば大久保は、此の形勢に就て、左の判斷を下してゐる。

今日之姿に立至候ては、萬々戰之賦は有之間舖と被察申候。けれども彼は決して之にて安心もせず、油斷もしない。

關東追討必須論

乍去東國は從古皇化に服從せざる處。其上二百餘年徳川之恩澤に浴し候得ば、實に不容易大敵にて、無故機會を失し、人心固結いたし候日には、中退治六か舖、仍而關東追討不日に促され候様、盡力中に御坐候。

既に恭順したるものを、追討すると云ふは、無理な様ではあるが、それには大久保に一種の見識がある。その理由は、單に幕府が憎いからとか、癩に障るとかの

感情問題ではない。

拔本塞源の策

斯迄非常之大御變革、一戰血を濺候ても、兎角朝廷數百年、因循之腐臭去兼、實に北條去て足利を來し候覆轍を被爲踏候御場合に立至候ては不_ニ相濟候付、浪華遷都之議を起し、地を鋤、根を植替へ、斷然一新之興業迄にはやり付度、日夜手を盡し候得共、未運兼候次第御坐候。

此れが大久保等の本志だ。即ち根本的に皇政一新の改革を成就せんとの意氣込だ。

進攻治定

乍去大政親臨、萬機を被爲聞食、戰地巡狩、浪華行在親征を以、大に軍議を起され、列藩に號令を降し、天下之兵を促、海陸軍を推(進め)、巢窟を挫候丈之處には、大略御治定、必ず行れ可申奉存候。

されば大久保の親征主張は、決して威を弄び、武を黷すの目的でなく、此にあらざれば、到底幾百年來踏襲し來れる舊習を一洗する能はざる所以を先知し、遮_レ二無_レ二此處まではやりつけねばならぬと、彊めて此議を主張したるものと察せらるる。

根本舉つ起て百目振

太政官も二條城に被召移候付、明日方親臨あらせられ候様、可_レ有御坐、此根本舉り候得ば、百目從而振起いたし候は、不待論事と奉存候。刑部(新納)、伊地知(貞馨)、其餘就歸國、小細之儀御聞取可相成、兩三日は寸暇無御坐、大要迄申上候間、左様御納得可被下候。先は報酬而已。艸々頓首。

二月朔日夜認

大久保一藏

此の如く凡有る問題を、親征の一項の中に取纏め、之を以て皇政維新の實を擧ぐるの口火と成さんと心掛けた。従つて東征の事も、愈よ速かに舉行せらるゝこととなりて、岩倉の意見書が出で來つた。

【100】 岩倉具視親征の議を上る (一)

岩倉大阪行幸の議

岩倉は固より大久保一藏の大阪遷都論に賛成した。但だ其の實行の容易ならざる

を看取し、その方便として、車駕親征の典を擧げさせられ、先づ大阪に行幸あらせられ、海軍を親閱し、暫く此地に御駐蹕あらせられ、太政官代を行在所に移させ給はゞ、また是れ天下の耳目を一新する所以である可しとて、之を三條と協議し、正月廿六日、左の通り、車駕親征の議を上つた。

征討の急務

徳川慶喜反謀之罪は、既に天下へ御布告相成候通にて、今更不及_{るじゆつにおよばず}縷述_二候得共、惟此時機に方_{あた}り候而は、一日も早く征討を被_レ遂、上は祖宗以來の聖業を被_レ爲_ニ恢復、下は萬民の塗炭を被_レ爲_ニ救助候事、尤御急務と奉_レ存候。征討の忽にす可からざるを云ふ。

臣具視不學無才之身を以て、非常之御拔擢を蒙り、大任を辱_{かたじけな}せしより、晨昏苦慮仕候得共、元來暗愚、殊に軍旅の事に於ては、毫も辨知不_レ仕、慚汗至極に候。乍併此時機に於て、臣子之至情不_レ忍黙止、聊鄙見吐露仕候。現時に際して、意見陳述の止む可からざる所以を云ふ。

討勦難事

抑伏見、鳥羽の役は、武臣共天威に憑依して、戦功を奏し、賊魁華城を棄て、

東走仕候へ共、猶大兵を擁して、巢窟に盤據し、其根礎を樹つること淺からず候得者、尋常普通の兵力而已を以て、一朝に討剿の功を奏せんと欲するは、難事と奉_レ存候。

賊巢を衝くの容易の業にあらざるを云ふ。

關東の形勢

古來東國は皇化之難普及_ニ地にして、叛臣屢起り、官軍を勞すること鮮_{すくな}からず。殊に鎌倉開府以來は、武將の政治に浸染し、其上二百有餘年、徳川の恩澤に浴し、將軍あることを知りて、天子あることを知らざる民俗に候得者、因循機を失ひ、遷延日を経候内、計謀百端、人心固結可_レ致候。是れ尤深慮を要し候儀と奉_レ存候。

關東の形勢、一日も忽にす可からざる所以を云ふ。

當今の規模

當今之御規模は、既に神武帝御創業に被_レ爲_ニ基候而、大御活斷を以て、諸事御處置可_レ被_レ爲_ニ遊候御時節に候得者、斷然と親征之大典を御舉行被_レ爲_ニ在度候。神武創業の規模を斷行するには、親征の大典御舉行を、第一の急務と爲す。

奥羽鎮撫
使人選の
要

東海、東山、北陸の三道は、既に鎮撫使被差遣候に付、不日諸藩及人民の方向も一定可仕候間、其上出兵被命可然候得共、奥羽は殊に僻遠の地方に候得者、特に御人撰之上、鎮撫使被命候而、諸藩の方向を一定爲致不申候半而は、難相成と奉存候。

奥羽鎮撫使の人撰、尤も慎重の注意を要す。

賊巢討勦
の要

夫々鎮撫之上は、諸藩に出兵を被命、正々堂々官軍と爲し、江戸及會津の巢窟を討勦被仰付度、其援助には海軍を以てせられ度候。

敵は江戸と會津である。陸軍を援助するには、海軍を以てす可し。

海軍の力

海軍は皇國に於ては、近年相開候へば、沿海の各藩悉皆其術に熟練と申候儀にも至兼候と奉存候に付、各藩の内に於て、既に軍艦を所有し、其術に熟練致候者を被徵召、先づ豆相、房總等、江戸巢窟の咽喉を扼制して、陸上官軍の兵勢を察し、神出鬼没、賊軍の根據を刺撃し、賊軍をして、力を陸上の戦争に専らにせしむ可からざるは、肝要と奉存候。

先づ海軍を以て江戸の咽喉を扼し、敵の陸軍をして専ら其力を逞うする能はざらしめねばならぬ。此の如く海陸協同の作用をなし、而して後始めて賊軍の巢窟を覆へすことが出来る。以上の諸説は、畢竟後段親征の必須を論出する爲めの、端緒として認む可きもの、岩倉建議の本旨は、寧ろ以下に記載せらる。

【101】 岩倉具視親征の議を上る (二)

海御親
臨の要

岩倉は更らに百尺竿頭一步を進めて曰く、

大凡海陸の軍備相整候得者、其上は軍氣の利鈍に注意を要し可申候。其利鈍は人心の一和と不一和に歸し候間、恐懼至極ながら、聖上御躬親ら萬卒に先ち、御苦勞被爲在候而、先づ攝海に親臨、軍艦の運轉、砲銃の作用等、御點檢被爲遊、萬國迄も御航海可被爲在程之御勇氣を被爲顯候はゞ、天下一同感激仕り、從來浸染の陋習を脱離し、大に憤發、壯志を興し、人心一和、軍

氣銳利と相成可_レ申と奉_レ存候。

眼目此の一點にあり。浪華遷都の論も、先づ江戸を經由し、漸く其の本音を吐き出さんとする場合に近づき來つた。

此の如くなるときは、賊魁(徳川慶喜を斥す)も恐怖し、關東御平定は不_レ回_レ踵儀と奉_レ存候。

攝海に威を振へば、關東は期せずして平定せん。所謂る南山の雷は、北山の雨となるとは此事だ。

親征急要

仰ぎ願くは今日天下の惰氣未だ生ぜざるの機に乗じ、速に聖斷を以て、親征之大典御舉行之儀被_レ仰出度、實に是れ天下の耳目を一新し、大政の綱紀を恢張するの御基と奉_レ存候。

如何にも岩倉其人の氣魄が、紙上に生動してゐる。

一 御親政に被_レ爲_レ決候上は、御躬親ら三軍を御指揮可_レ被_レ爲_レ在候に付、東海、東山、北陸三道の官軍は、之を統率すべき大將軍無_レ之候共、號令行届可_レ

東征將軍設置の要

申とは奉_レ存候得共、奥羽地方は、其境域も廣大にして、且僻遠隔絶するを以て、其地方の各藩を統率するには、大將軍無_レ之候而は不相叶_レ歟と奉_レ存候。因て東征大將軍を置かれ、東海、東山、北陸三道及奥羽兩國の官軍を統率指揮可_レ致様被_レ仰付度候。

此れがやがて有栖川宮が、東征大總督に任せらるゝに至りたる所以であらう。

徳川海軍の力

一 中國、四國、九州の各藩は、三道へ出兵の外に、海軍を被_レ撰取、江戸及會津の巢窟を衝き候様被_レ仰付可_レ然候得共、目今徳川は海軍に熟練し、數艘の軍艦をも所有し居候間、何時敦賀或は大阪沿海に突出候哉も難_レ測候間、緊要の地には、夫々陸軍を備置、緩急應戰の覺悟肝要と奉_レ存候。

徳川海軍の優勢は、如何に官軍自から振はんとするも、此の昭著なる事實は、之を無視するは勿論、輕視することも、決して出來得可きことではない。

一 軍艦は今日徳川の所有に超過して可_レ被_レ備は勿論と雖、船將より水火夫に至るまで、熟練するに非らざれば、却て失錯を生じ、緩急用に應じ難くと奉_レ

將士激勵の效

存候。今日の一大難事は海軍に可_レ有_レ之候間、聖上親く軍艦の運轉、砲銃の作用等御點檢被_レ爲_レ遊候得者、船將より水火夫に至る迄、敵愾勇氣を振ひ、必死調練可_レ仕と奉_レ存候。

再び本旨に反り、攝海に於ける軍艦親閲の事を云ふ。

右陳述の通、親征之大典を、御舉行可_レ被_レ爲_レ在は、今日御急務中の御急務と奉_レ存候間、速に公議を被_レ爲_レ盡度奉_レ冀望_二候。恐懼謹言。

正月

具 視

右建議決定

以上の建議には、三條實美も固より同論にて、同人より之を奏上し、二十七日には岩倉は旨を奉じて、前記親征の議を議定、參與に下し、各意見を言はしめたが、一同之を賛成したから、朝議は之に一決した。

遷都論と同心異曲

大久保の遷都論が、議論區々にして、遂ひに朝議を定むるに至らなかつたに拘らず。今やそれが一變して、岩倉の天皇親征の議と爲り、遂ひにそれが實行に進むを得たるは、遷都論の發議者たる大久保に於ても、固より満足す可きことであつ

た。何となれば言葉は同じからざるも、事實は同じきを以ての故に。

11011 親征の發令

征討將軍召還

正月廿七日、岩倉具視の天皇親征の議(參照 100、101)は、議定、參與の賛同するところとなり、征討大將軍仁和寺宮嘉彰親王(後に小松宮彰仁親王)を、大阪より京都に召還することとなり、翌廿八日親王は歸京の上、錦旗、節刀を奉還せられた。而して二月朔日に至り、岩倉は親征に關する條目を草して、之を朝議に附した。

親征條目

過日も言上仕候通、親征之大典御舉行は、今日之御急務に有_レ之候。關東之人心、固結仕候得者、百事皆相去候而、今日迄折角御開き被_レ遊候御盛業も、恐らくは水泡に相歸し可_レ申歟と杞憂仕候。依而左に箇條を以て、御評決を仰ぎ候。

- 一 斷然と御親征御決定相成、速に天下へ御布告被_レ爲_レ在度事。
- 一 東征大將軍親王御撰任、參謀精選御任命之事。
- 一 諸藩之内、精兵二三大隊、大將軍に隨從、陸地發向之事。
- 一 東海、東山、北陸三道鎮撫使牒合せ、先鋒後詰可_レ被_レ仰付候事。
- 一 奥羽鎮撫御任撰至急發向可_レ被_レ仰付事。
- 一 海軍大總督親王御任撰之事。
- 一 諸藩之軍艦御借上げ相成、至急攝海へ差廻候様、御沙汰之事。
- 一 各國公使の内へ、御内談にて、軍艦二三艘、至急御買上之事。
- 一 御親征は先づ大阪へ行幸、暫く御駐輦にて、關東之形情に依り、東海道より大旆可_レ被_レ進候事。
- 一 御親征之御趣意、委曲各國公使へ御報告相成度事。

右言上仕候也。

二月朔日

具 視

親征諮詢

如何にも此れにて御親征に關する要領は盡きてゐる。當日は主上には有栖川宮熾仁親王、三條實美、岩倉具視、中山忠能、正親町三條實愛、徳大寺實則等を御前に召させられ、親征に關する意見を御諮詢あらせられた。正親町三條實愛日記に曰く、

二月一日

- 一 三條面談。
- 一 二條へ御移之事。
- 一 御親征如何御巡覽可_レ然との事。
- 一 帥宮、中山、徳大寺、三條、岩倉等御前、二條、大阪の事申上、以_レ書付、可_レ申上旨に付、以_レ書付上。

とあるを見ても判知る。

親征宣布
斯くて二月三日主上には二條城なる太政官代に親臨あらせられ、白書院垂簾の中に出御、總裁、副總裁、議定、上參與、中段に候し、下參與廂に候す。主上は總

裁有栖川宮熾仁親王を召させられ、親王垂簾すゐれんの中に入る。乃ち親征の令を裁可し、之を授け、親王をして宣布せしめ給うた。

今度慶喜以下賊徒等、江戸城へ遁れ、益暴逆を恣ほしまにし、四海鼎沸しかいていふつ、萬民塗炭に隕おちんとするに忍び給はず、叡斷えいだんを以て、御親征被仰出候。就ては御人撰を以、被置大總督候間、其旨相心得、畿内七道大小藩、各軍旅用意可有之候。不日軍議御決定可被仰出御旨趣可有之候間、御沙汰次第奉命馳集るべく候。宜諸軍戮力りくりよく、一同勉勵可盡忠義旨、被仰出候事。

維新以來
行幸の嘴
矢

斯くて主上には奥書院に入御、總裁、副總裁、議定等を、御前に召し、茶菓を賜うた。當日主上には葱華輦そうげれんに御し、親王、公卿、諸侯皆騎馬にて供奉した。皇政維新以來の行幸は此れが嘴矢である。

車駕親臨
の發令

尙ほ正月廿七日、太政官代を二條城に移し、二月朔日、車駕親臨の事を、左の通り發令せられた。

今般御一新に付、明後三日辰刻(午前八時)二條城太政官代へ親臨被爲、在候旨

被仰出候事。

但行幸之儀、總而御輕便を主と被遊、月中數ケ度親臨之思食候間、猥みだりぐに供奉等不相願様、兼而申達候事。

と。孝明天皇の御宇、新宮御遷幸。文久三年加茂、石清水行幸等の時に際し、諸臣供奉を請願する者多かつた例に鑑み、一たび二條城御臨幸の令出れば、その先蹤せんそうに倣ならはんとする公卿及び地下官人の多からんことを慮かり、その豫防の爲め、斯く發令せられたのだ。併し大體の目的は、更始かうし一新の大政を舉行せらるゝに際し、簡易、輕便、衆庶に接近するを旨とせられたるが爲めであつた。

【1013】 大久保一藏の原案

關東討伐
見込言上

今ま大久保日記を見るに曰く、

一 廿八日(慶應四年正月)太政官代參仕、昨日關東追伐見込言上候様、就御達

1013 大久保一藏の原案

今日各見込言上相成る。

此れは前掲の通りだ。〔参照 一〇二一〕

一 二月朔日岩倉公より御番面到來、參殿、追討一條策略書取差上候様、御沙汰に而、西郷談合相認、御所え罷出差上る。

親征大典
決定

とある。而して大久保が、西郷と協議の上、岩倉へ提出したる文書は左の如し。
賊臣慶喜、大阪城を逃亡し、江戸に歸るの後は、即日大旗を可被向之處、尙萬民塗炭之苦、或は其臣下之者共罪を悔ひ、歸順の事も有らんかと、御猶預被遊候處、更に麾下之賊徒を聚め、益以て惡逆を長じ、既に函嶺等要害の地に出兵防戦の備あり。仍而此儘時日を移され候ては、賊徒反て猖獗、萬民更に艱苦を増さんと、深く被爲廻救慮、祖宗の遺蹟に則とり、天下の公議に據り、斷然御親征の大典を被爲決候。

以上は親征の大典を御舉行あらせらる、所以を云ふ。

海陸軍配
置

仍而畿内、山陽、山陰、南海、西海諸道の兵は、其海軍に熟するの輩は、大小

の軍艦を率ゐ、攝港に至り、其陸軍は大阪の西方に可參集、右等參會の期、聖上行幸被爲在、躬親御點檢之上、直に御發程、御討入に相成候。

此れは主上が親から海陸軍を率ゐ給ひ、御討伐あらせらる、事を云ふ。

東國兵の
手配

東海、東山、北陸三道の兵は、各其道の鎮撫使を以て先鋒に被充、尙惣督を被置候間、各道の兵等、其指揮に従ひ、奥羽は別に惣督を被置候間、兩國の兵は、其指揮に可從、尙發程討入等の期限は、改而布告せられ候。其砌は諸道の兵、直ちに賊臣の巢窟を衝擊し、速に征討の功を奏し、三千年來の天恩に奉報、早く萬民塗炭之苦を可救御沙汰之事。

但し海軍の儀は、於朝廷も別に御充備被遊候間、各國其技に熟候者は、速に可申出候事。

以上が岩倉の需に應じて、大久保の提出したる徳川慶喜征討の布告案文だ。之を前掲の布告文〔参照 一〇二二〕と比較すれば、此れが原案にして、彼が修正案である可きことは、其の文句の雅俗、及び繁簡により分明だ。

尙ほ岩倉の提出したる親征意見書〔参照 100、101〕に就ても、是亦た大久保が岩倉に代りて起艸したるものたることは、其の大久保自筆の原案の存在によりて分明だ。今ま大久保の原案を掲ぐれば左の如し。

徳川慶喜大逆無道、既に天下に御布告相成候通にて、武臣等其勳功を奉奏候に依つて、賊徒一朝阪城を棄去候得共、猶大兵を擁し、巢窟に盤踞し、其動靜不容易、東國は從古皇化之難及處にして、叛臣絶る期なし。況乎二百餘年徳川之恩遇に浴し候得ば因循機を失、遷延いたし候内、奸謀百端を以、人心固結いたし候様相成候得ば、是迄之御開業盡く水泡に歸し、實に可恐之甚舖と云べし。依而片時も早く天下の大兵を以、速に海陸軍を推し、關東追討御決定之儀、不可置之急務と奉存候。海陸の軍制相整候は、只軍鋒之利鈍に注視すべし。其利鈍は、人心の一和と憤發とに有之候間、恐多も聖上躬親萬卒に先ちて、御苦勞被爲在、尙又攝海に被爲臨、軍艦之運用、砲銃作用御點檢、宇内萬國情態迄も、御實檢被遊候程の御實行被爲舉候得ば、天下一同感戴

憤發すべし。

一 斷然御親征御決定、早々天下に御布告可被爲在候事。
一 軍事總裁公卿一人御人撰を以て、早々被召置候事。
但參謀兩人位精撰之事。
一 諸藩之内、練兵撰出し、二三大隊の銳兵軍事總裁に附屬し、海軍に不拘、不日發向之事。

一 東山、山陰、北陸諸道鎮撫使相合、後詰可被命候事。
一 海軍之儀、諸藩在合之軍艦御取調之上、追討進軍之御用船被仰付、早々攝海に差廻候様御達相成候事。
一 軍艦一二艘各國公使に御借入之御相談、篤と及應接候様有御座度事。
一 駿府并甲府之兩所を占候得ば、關東之勢挫け可申、其節海路より下田邊に一大隊計之人數繰込候得ば、箱根、足柄之兩關は不能守候間、東海道之兵、急に進軍相成度事。

一 御親征之御趣意委曲各國公使に御布告相成度事。

二月朔日

具 視

之を前文と對照すれば、其の順序、排列、繁簡に於て異同あるも、其の大主旨と大要目とは、悉く皆な吻合してゐる。此れにて大久保の原案が、やがて岩倉の意見書として出で來りたることが判知る。

【一〇四】箱根以西の大勢定る

一月間の
大變化

慶應四年正月の一個月は、時間から見れば、一個年の十二分の一に過ぎないが、其の國政上に於ける推移から見れば、百年を経ても成就し難き大變化を來たした。徳川幕府は法制の上ばかりでなく、事實の上に潰れた。單に二百六十餘年の江戸幕府が潰れたばかりでなく、賴朝以來の將軍政治が一掃せられた。未だ全くと云はぬが、殆んどそれに幾かつた。

幕府の人
物

幕府にも相當の人物があつた。若し幕府の人物と、諸藩の人物とを比較したらんには、未だ容易に其の優劣を定め難かつた。若し技能と新知識の上から較量せん乎。恐らくは當時の日本では、幕府がその淵藪であつたらう。陸軍の傳習隊にしても、幕府の傳習隊に優るものは、薩長にさへ無かつた。況んや其他をやだ。海軍は寧ろ幕府の擅場であつた。軍艦は勿論、その操縦者に於ても、幕の海軍は各藩の總てのものを壓倒した。その人に就て見るも、榎本武揚以上のアドミラルは一人も無かつた。乃ち財政上の知識及び手腕に於ても、各藩に小栗忠順以上の者は見出さなかつた。政治の上に就ても、大久保忠寛、勝義邦など、太刀打する人物は、薩、長、土に於ける數者を除けば、他には無かつた。而して幕府の中樞人物、徳川慶喜其人の如きも、徳川十五代の各將軍中、最上とは云はぬが、其の聰明の點に於ては、決して第二には下らなかつた。又た之を當時の各大名に比すれば、殆んど總ての點に於て、第一と云ふに差支あるまい。

豫想外の
然るに此の幕府が、大阪に大兵を擁し、然も其の左右の翼に、會津、桑名を控

鳥羽伏見の敗

へ、而して自餘幾多の譜代御家門、親藩等を擁しながら、正月三日の夕より六日の夕にかけて、全軍連敗、主將徳川慶喜は、會桑兩藩主、及び幕府閣老等を率ゐ、私かに大阪城を脱出、歸東の船に上りたるは、餘りに其の敗北が造作なく、餘りに其の潰走が飽氣無く、而して又た餘りにその末期が惨めであつた。要するに鳥羽、伏見の一戦は、全く双方の豫想を裏切つた。

薩長軍の緊張

薩長側では東軍の銳鋒が、頗る手硬いものと認めてゐた。而して戦争は何れにしても難戦であり、激戦であり、且つ苦戦であるものと認めてゐた。而してその勝敗に至つては、全く逆じめ見當がつか無かつた。されば此れが爲めに豫じめ第二次の計畫を立てた。それは主上の御遷幸である。彼等は鳳輦を山陰道よりして、中國―備前―に移し參らせ、姑らく行在所を此處に設け、徐ろに天下の變に應せんと考へた。之に反して幕軍は、觀兵式同様のつもりにて京都打入を企てた。即ち幕軍が京都に近くに際しては、薩長の寡兵は、戦はずして走るであらう。土佐は京都の中心から内應するであらう。各藩も概ね内應する乎、然らざるも觀望す

幕軍の油斷

るであらうと。然るに其の難きを豫期したる薩長は、案外に幕軍が脆く、其の易きを豫期したる幕軍側は、案外に薩長軍が強く、何れも豫想を裏切られ、一方では案外の奇勝を博し、他方では案外に奇敗を博した

案外脆き大阪城

鳥羽、伏見の一戦以來、淀、橋本では幕軍は、頑強の抵抗を試みたに拘らず、云はゞ高峰轉石の勢もて、官軍は幕軍を追撃し、徳川家康が冬夏二度の戦争に、天下の兵を動かし、漸くに之を手に入れたる大阪城を、破れ草鞋を捨つるが如く、其の子孫徳川慶喜は之を捨て去りて、官軍をして、半兵に饜らすして、之を收取せしむるに一任した。若し地下の家康を作し之を見せしめなば、果して如何の顔色を爲す可きであらう。

豫期外の薩長側成功

正直のところ薩長側では、餘りに武力解決の企畫が、その圖に中りて、却て茫然自失した傾向が無しとも云へない。要するに未だ一個月を出でざるに、殆んど箱根以西は、錦旗の翻らぬ限は無きほどに官軍に歸順した。固より徳川氏の舊恩と、三百餘年の舊慣とに繋がれて、尙ほ佐幕思想に戀々たる者もあつた。然も大

勢の動くところ、如何ともする能はず。彼等は心中不平と不安の氣に満ちつゝ、も、今更ら致し方も無かつた。況んや當初から討幕を主眼とする薩長二藩に於てをやだ。

【一〇五】 東征の急務

幕を窮鼠
す

窮鼠猫を噛む。その實物教訓は、第二征長の擧にある。幕府は長州が神妙に三家老の首を、實見に供へ、主謀者を刑し、一意恭順を表したるを見て、與みし易しと爲し、種々の難題を持ち出して、弾ねつけられ、遂ひにそれが幕府瓦解の動機を來した新たなる教訓は、薩長人士が、親しく之を實修したるところ。今更ら彼等も咎めて其咎に倣ふ様なことはある可き筈がない。されば若し徳川慶喜が、恭順を表し來らば、彼等も必ずや考慮するところあらねばならぬ。彼等は幕軍をして、窮鼠たらしむるを欲す可き筈は無い。

武力派の
覺悟

けれども武力解決派は、決して武力の爲めに、武力を弄せんとするものではない。彼等は一たびは一大破壊を必須とし、一大掃除を必須とし、一大改革を必須とし、その爲めには、武力以上の便宜は無きものと認め、而して後武力解決の臍を固めたものなれば、固より其の初心を抛ち去る可きものでは無かつた。されば岩倉の如きは、一方に越前の君臣を懲誦して、平和運動に従事せしめ〔參照 九七、九八〕、他方には親征の議を提出してゐる〔參照 九九—一〇二〕。彼は宛も一方にはマツチを持ち、放火を企て、他方には消火の爲めに、手桶の水を提げてゐる趣きがある。

東征必須
の理由

されど其の矛盾を異しむ莫れ。一寛一猛は政治の要機だ。岩倉は寛大なる可き點には、飽迄寛大に、然も猛烈なる可き點には、飽迄も猛烈にと心掛けたものであらう。

詳に云へば、幕府の中樞人物たる徳川慶喜をば、恭順によりて、引き抜き、其の殘黨の官軍に反抗する者をも、手緊しくやりつけ、此機に乗じて、根柢から幕府

の陋習を覆へさんと心掛けたものであらう。然も此際東征を、尤も必須とする事情があつた。それは對外關係だ。

對外關係
經緯

徳川慶喜は、政權を奉還したるに拘らず、外交は全部其の手中に掌握し、對外關係は舊に仍ると、各國公使にも明言したる程であつた〔參照 六六冊二二一—二五〕。而して佛國公使レオン・ロツシユの如きは、當初から幕府最負であれば、固より之に異存なく、云はゞ、各國公使は舊政府に與せん乎、新政府に與せん乎、や、其の方向に惑ふものがあつた。英國公使の如きは、佛國公使とは、對蹠的位置にありて、薩長人士と交通し、比較的、新政府に同情を寄せつゝあつたに拘らず、猶ほ新政府に慍らぬ點が少くなかつた。例せば備前兵と外人との、神戸に於ける衝突一件の善後策が、容易に埒明かぬ點の如きが、其の一例であつた。〔參照 六三

一六五〕

統一政府
を認むる
爲

されば何は兎もあれ、江戸政府を一掃することは、對外交渉の上からも、一日も忽にす可からざる必須要件であつた。然らざれば如何に各國公使が、日本政府と

して、新政府を認めんとするも、新政府の統治は、漸く箱根以西に及ぶに止まりて、日本半國以上に出ることが不可能である。日本の半分以上に、其の政權を及ぼす能はざる政府を、正統の政府と認むるは、彼等に取りても固より當惑であり、此方に於ても強ひて之を認めしむることは困難である。故に對外交渉の上からも、新政府の下に、日本を統一することは、急務中の急務であつた。

調停運動
防止の爲

如上の理由によりて、東征は内治、外交の上から、何れも一日も忽にす可からざる重要問題だ。されば此事に就て、薩長人士が、尤も焦慮したるは當然のことだ。而して更にそれを必須とする關心の一は、江戸より來る調停運動だ。その運動の魁は、一方には靜寛院宮があり、やがては輪王寺宮がある。特に靜寛院宮は、今上の叔母に當らせ給ひ、且つ女性にて他の同情を惹くに尤も有力なる御方にて、其の運動は頗る有効である可きは多言を要しない。然も若しその爲めに朝議が生温くなりて改革の鴻業が、半上半下となるが如きあらば、大事去矣と心配した向もあらう。何れにしても東征は一日と云はんよりは、一刻も其の舉行を、遲疑

第十八章 天皇親征の決定
す可からざる當面の緊急問題だ。

昭和十二年六月初九、梅雨連日鬱々又濛々、書窓綠葉更に濃を加ふ。

蘇峰七十五叟

近世日本 國民史 明治天皇御宇史 第六册終

近世日本 國民史 明治天皇御宇史 第六册 年表並人物概覽

其一年 表

明治元 戊辰年 西曆一八六八年 支那同治七年

正月二日。大阪軍大河内正質を總督とし、塚原昌義を副とし、水陸並び進んで淀に至る。〔七〕▲薩の平運丸大阪淀河口を出づるや、幕艦之を追ふて砲撃す。平運丸辛うじて兵庫に入る。〔三三三〕▲朝廷會桑兩藩を大阪より歸國せしめ、慶喜を京都に召致するの御沙汰を發す。〔三〕▲三日。右御沙汰書に對し、山内容堂、會桑は兎まれ、至急慶喜召致の意見書を提出す。〔三〕▲昨日會津兵二百伏見京橋に上陸す。薩土藩士その宿陣に至り之を取糺す。今日幕府歩兵隊また到着。續いて竹中丹後守の名を以て通過の照會文到達。之に對し、土藩士、谷、八木兩名通行差控要求の

年 表

狀を發す。〔六〕▲今日幕府大目付瀧川具舉、慶喜の薩藩彈劾の上奏書を持し上鳥羽に至る。この時先供四塚砲門に達す。關を守る薩兵拒んで入れず。具舉一ト先づ淀に退却し、再び大部隊の兵に護られ上京せんとし、上鳥羽にて數次薩兵と交渉す。午後五時頃に至り薩兵より發砲す。これにて朝幕開戦となる。〔七〕▲鳥羽方面の砲聲を聞き、伏見街道方面また開戦。〔七〕▲この夜會津藩林權助伏見に奮戦、傷つきて淀に退く。時に四日午前一時頃なり。〔八〕▲この夜半鳥羽街道の官軍東軍を襲ふ。互に勝敗あり、東軍退きて淀に陣す。〔八〕▲朝廷昨日來大阪兵伏見表出張の風評を聞き、人心の動搖を防ぎ、併せて開戦の場合には、鳳輦御遷座の計をも立て、御觸書を發す。これと同時に尾越、宇和島等に禁觸警衛を命じ、在高野山鴉尾隆聚に、紀

藩と協力して大阪城を衝くの命を發す。この夜半風聲を紫宸殿の階上に持ち出すものあり、宮中一時之が爲に騒立つ。〔四〕▲この夜、堂上激派の一人烏丸光徳、岩倉具視の態度を疑ひ、之を刺さんとし、岩倉の休所に入る。伴りて官軍既に敗れ賊兵京都に迫ると告ぐ。岩倉泰然自若、一死を誓ふ。光徳恥ぢて出で、以來岩倉に敬服すといふ。〔五〕▲この夜廣澤眞臣下參與命せらる。▲伏見烏羽捷報宮中に達す。疑懼の色一變して歡喜の聲となる。〔五〕▲この日中根雪江京都より大阪に向ふ。〔二七〕▲四日。早朝烏羽方面の東軍官軍を襲ふ、會戦一時間餘にして撃退せらる。午前八時官軍一齊に攻撃に移り、進んで富の森に至る。富の森の東軍よく防ぎ日没に至る。官軍横大路村に引上ぐ。▲この日伏見方面阿波橋、今富堤等にて薩長兵東軍を攻む。日没に至り東軍淀方面に退却す。翌朝進撃に決す。〔九、一〇、一一、一二〕▲今曉二品嘉彰親王征討大將軍に補せらる。〔一四〕▲中根雪江大

阪著、早朝登城、永井玄蕃に會見。〔二八〕▲薩の春日丸翔鳳、平運の二運送船を率ゐて歸航せんとし、暮艦開陽に追はれ開戦、大事に至らず、六日鹿兒島に歸著。〔三三〕▲五日。官軍三方面より富の森附近の東軍を攻む。東軍善く戦ひしが、正午頃より隊を亂して退却し始む。退却に當り淀の小橋及び大橋を焼き、官軍の進撃を阻止す。この日征討將軍仁和寺宮嘉彰親王東寺にありて諸軍を統督し給ひ、後更に錦旗を續して淀の北岸に進ませられ、敵兵の退却を見て東寺に還御せらる。〔二三、一四、一五、一六、一七、一八〕▲中根雪江歸京。〔三〇〕▲この朝瀧川具舉携帶の奏開書大垣藩士の手を経て朝廷に差出さる。〔三〇〕▲六日。東軍八幡及び橋本に臺場を築き之に據る。早朝薩長兵淀大橋下流に於て木津川を渡り之を攻む。午後二時東軍八幡の守備を棄て橋本に退く。官軍之を追ふ。この時山崎駐屯の藤堂兵官軍に内應し、側面より東軍を砲撃す。東軍狼狽午後七時大阪に向つて潰走す。

〔二三〕▲勅使四條隆平山崎に至り藤堂氏を曉し歸順せしむ。〔二三〕▲この夜十時頃慶喜大阪城を脱出、東歸の途に就く。〔三二〕▲この日幕府伏見烏羽戦争を外國使臣に通告す。〔六二〕▲七日。大阪城中の人々慶喜の在らざるを見て茫然自失、老中松平豊前守、若年寄永井玄蕃、平山圖書、大目付淺野美作、目付妻木多宮等城中に留り、令して詰番所警衛諸大名には、人數を撤して在所に還らしめ、旗本將士を江戸に歸らしむ。〔三三〕▲幕吏大阪城を尾越兩藩に托せんとす。今夜四時過ぎ越前藩士岡本晋太郎來る。即ち慶喜の奏聞狀及び尾越への直書を之に托す。尾藩淺野辰藏遅れて來る。然れども城受渡しの件は全くは落著せず。〔四三〕▲この夜大阪城外出火、火、城内松樹に移る。消防方出で、之を防ぐ。〔四三〕▲朝廷徳川慶喜追討令を出す。〔四九〕▲八日。慶喜乘艦開陽丸出帆東歸。〔三三〕▲この夜妻木多宮大阪總年寄今井與總右衛門を召し、銀錢八萬兩餘、御藏米一萬石餘を大

阪市内に配與せしむ。〔四五〕▲尾藩以下各藩徳川慶喜追討令請書を差出す。〔五〇〕▲大垣藩小原仁兵衛歸順願書を提出す。今日慶喜東歸の奏聞書及び尾越二藩宛直書到着。朝廷始めて慶喜の東歸を知る。〔五〇〕▲九日。朝、長州兵兩三人大阪入城。妻木多宮及び、尾州藩士應接、城の受渡をなす。この時城中火起る。妻木退城、やがて東歸す。〔四六〕▲朝廷、議定三條實美、岩倉具視を副總裁とし、征討大將軍仁和寺宮嘉彰親王を以て外國事務總裁を兼ね、三條、東久世、岩下、後藤等を外國事務取調掛となす。〔六三〕▲十日。徳川慶喜以下二十七人の官位を褫奪せらる。〔七五〕▲十一日。神戸に於て備前兵外人を殺傷す。この日兵庫淀泊の日本船外人に差押へらる。〔六三〕▲十三日。伊藤俊輔外國事務掛として東久世と同道、諸事取計らふべしと命ぜらる。〔七二〕▲十五日。朝廷對外和親の方針を布告す。〔六六〕▲今日東久世通禧、岩下、寺島、吉井、伊藤、片野、陸奥等を率ゐて外國

公使と神戸に會見す。〔六七〕▲天皇元服の禮を行はせらる。〔七五〕▲十六日。令して親王を三公の上に班せしむ。この日また公家に對する戒飭御沙汰書を發せらる。〔八〇〕▲佛、英、伊、亞、李、和蘭各國公使東久世通禧に書を呈し、神戸事件善後に就き請求するところあり。〔八三〕▲十七日。大に職制を定め、神祇、内國、外國、海陸軍、會計、刑法、制度の七科を置き、議定これを分督し、參與之を分掌せしむ。〔八一〕▲これと同時に有栖川熾仁親王以下それぞれ撰敍せらる。〔八二〕▲大久保一藏徵士を仰付られ、内國事務掛命せらる。今日大久保選都論を提出す。〔八五〕▲十八日。兵庫に岩下、伊藤、中島、寺島等を出張せしめ、外國事務を扱はしむる旨外國使臣に通告す。〔八三〕▲十九日。朝廷會議、十六日外人申出に就き評議。〔八四〕▲この夜木戸孝允大阪に著す。〔八六〕▲東久世通禧三條實美に書を贈り東征に當り各藩誓書を徵するの論その他を建議す。〔九五〕▲二十

日。朝廷、十六日外使申立の件に承知の旨、東久世通禧をして外使に通達せしむ。〔八三〕▲二十一日。木戸、片野、國貞兩人と共に入京。〔八六〕▲三岡八郎建議紙幣發行の議決せず。〔九三〕▲二十二日。今日また紙幣發行の議決せず。〔九三〕▲東久世また書を岩倉に贈り、身邊回顧、他の非難を買はざるの用意を忠告。〔九六〕▲今日岩倉の密使伊藤謙吉江戸より歸り、松平直克の家臣等慶喜を廢し、謝罪の實を舉げ、徳川社稷保存の議あるを告ぐ。〔九七〕▲二十三日。岩倉、大久保選都の議を、議定、參與の回覽に附す。〔八八〕▲この日廣澤等太政官代に出席、選都の議言上。決せず。〔八六〕▲三岡八郎建議紙幣發行の議決す。〔九三〕▲今日、太政官代にて岩倉具視松平春嶽と會し、松平直克家臣等の計畫に就き内談す。〔九七〕▲二十五日。木戸孝允召により太政官代に出で徵士として總裁顧問に任せらる。〔八六〕▲二十六日。昨夜久我建通岩倉を訪ひ、選都反對の意見を陳ぶ。今

朝岩倉大久保を召し、之を語る。且つ木戸とも談合せしむ。大久保木戸を訪ひ、之を語り、共に同意見なることを確め、ついで三條、岩倉を訪ふ。〔八九〕▲岩倉、春嶽に書を與へ、徳川氏社稷保存、血食問題に就き、運動周旋せしむ。〔九八〕▲一方に於て、岩倉はまた今日附を以て車駕親征の議を上る。〔一〇〇〕▲二十七日。大久保一藏また總裁局顧問に任せらる。〔八六〕▲岩倉の天皇親征の議は、議定參與の賛同するところとなり、征討將軍仁和寺宮を大阪より召還す。〔一〇二〕▲二十八日。仁和寺宮歸京して錦旗節刀を奉還す。〔一〇二〕▲二十九日。會計事務總督中御門經之、淺野茂勳、京都大阪の爲替方、兩替店等を招致し、度支の事に服し、基立金の募集に應ぜんことを懇諭す。爲替方等疑惧逃避の狀あり、岩倉即ち三井、小野、島田等を自邸に招致し、懇諭、命を奉ぜしむ。〔九四〕

諮詢あらせらる。この日また車駕二條城太政官代に御親臨の令を發せらる。〔一〇二〕▲三日。天皇太政官代に親臨、親征の令を裁可し、有栖川宮熾仁親王をして宣布せしめ給ふ。〔一〇二〕▲この日親征の令を頒つに際し、京阪富豪に曉諭し、其經費十萬兩を上納せしむ。〔九四〕

二月一日。岩倉具視親征に關する條目を草し、之を朝議に附す。當日御前會議開催、天皇親征の御

其二 人物概覽

ア行

ア

淺野氏祐

一學、また伊賀守、美作守等と稱す。萬延元年閏三月目付となる。文久元年十一月諸大夫となる。二年七月大目付に任ず。同年十月神奈川奉行に移る。同十一月差控。三年五月勘定奉行格外國奉行兼帶、七月大目付となる。同月免職、八月隱居蟄居。慶應元年五月陸軍奉行並となり、二年九月外國奉行再役。同年十月勘定奉行勝手方となり、三年三月陸軍奉行並となり、同四月陸軍奉行若年寄並となり、四年正月免職。〔三二一〕

淺野美作守

氏祐に同じ。〔三三三、三五、三六、三八〕

淺野茂勳

三、四、五掲出。〔二、九四〕

飛鳥井雅典

三、四掲出。〔七五〕

有栖川宮熾仁親王

一、二、三、四、五掲出。

有栖川帥宮

熾仁親王に同じ。〔八二〕

有栖川中務卿宮

有栖川宮熾仁親王に同じ。二掲出。〔八二〕

有馬藤太

名は純雄、鹿兒島藩士。天保八年生る。戊辰の役戦功あり、後東京府參事、司法官六等出仕となる。征韓論の起るや野に下り、西郷の爲に信頼せらる。十年の役大阪にて捕はれ牢獄に入り、後爲すところあらんとし満洲に渡る。大正十三年七月死。年八十八。〔六〕

イ、牛

池田章政

備前岡山藩主。信濃守と稱す。初名政詮、相良頼之の二男。入りて備中鴨方二萬五千石を嗣ぎ、維新前後入京して宮門を整備し、明治元年三月宗家の封を嗣ぐ。三十六年六月死。〔六四〕

石川厚狹介

名は正臣。初め山平と稱す。長門藩

士。文久中久坂玄瑞等と馬關の衛戍に當る。慶

應元年正月振武隊小隊司令となり、翌二年中隊司令となる。幕府征長の師を起す時石州に戦ひ、進んで濱田城を取る。明治元年正月伏見鳥羽の役淀堤に戦死す。時に年廿六。〔一五、一六〕

伊集院與市

鹿兒島藩士。早くより志國家に存し、有馬新七等と事を共にす。藩の蘭式操練を指南し、慶應二年軍賦役となり、十二番隊長に補せらる。三年藩主に從ひ上京し、伏見大阪に警衛し、ついで禁關守護となる。四年正月五日伏見鳥羽の役淀堤に戦ひ銃丸に當つて死す。京都相國寺内に葬る。贈從五位。〔一三、一四〕

板倉伊賀守

一、二、三、四、五掲出。〔三〇、三二、三八、六二〕

板倉勝靜

伊賀守に同じ。〔三四、三七、七五〕

市來勘兵衛

五掲出。〔一三、一四〕

伊地知正治

二、四、五掲出。〔五七、七〇、八五〕

一條實良

二、三、四掲出。〔七五〕

人物概覽

伊藤俊輔

二、三、五掲出。〔六七、七〇、七二、八九〕

稻垣長行

稻垣平右衛門に同じ。五掲出。〔七五〕

稻葉美濃守

一、二、三、四、五掲出。〔一五、三六〕

乾退助

板垣退助に同じ。一、三、四掲出。〔五九〕

岩倉前中將

岩倉具視に同じ。〔八二〕

岩倉具定

四掲出。〔九六〕

岩倉具經

岩倉具視の第三男。幼字八千磨、戊辰の役東山道副總督となる。後一家を起して男爵を授けられ、ついで子爵に陞せらる。明治二十三年七月死。〔九六〕

岩倉具視

一、二、三、四、五掲出。〔二、三、五一、六〇、六一、六三、六六、七五、八〇、八八、九〇、九六、九七、九八、九九、一〇〇〕

岩下佐右衛門

一、二、四、五掲出。〔六三、六七、七〇、七六、八二〕

ウ

梅澤孫太郎 五掲出。〔二〕
裏辻公愛 太政大臣西園寺公經の後、左近衛中將となる。明治十五年十月死。〔七五〕

エ、エ

越前春嶽 松平春嶽に同じ。〔一〇、九七〕
榎本和泉守 名は武揚、通稱釜次郎、梁川と號す。幕臣榎本園兵衛の二子。天保七年八月生る。早く昌平黌に學び、嘉永六年蘭學傳習生として長崎に赴き、海軍練習所に入る。安政五年江戸に歸り海軍操練所教授となる。文久元年和蘭留學選拔生となり、開陽丸建造監督を兼ね、同國留學生となる。在留六年にして慶應二年歸國、軍艦乘組頭取、海軍奉行に累進す。明治元年二月官軍と戦ひ、銀冶橋の獄に繋がる。三年を経て出獄、五年六月開拓使四等出仕に擢用せらる。爾來累進して海軍卿、遞信大臣、農商務

大臣、文部大臣、外務大臣等となる。明治四十一年十月死。年七十三。〔三三、四五〕
榎本武揚 和泉守に同じ。〔一〇四〕
榎本對馬守 四掲出。〔三二、三三、七五〕

オ、ヲ

岡部肥前守 通稱三右衛門。慶應元年五月目付となる。二年八月免職。同月再役。三年六月禁裏附となる。同年十二月目付となり、四年正月免職。〔七五〕

小栗下總守 又長門守と稱す。名は政寧、通稱右膳。文久元年九月目付となる。二年五月禁裏附となる。元治元年二月京都町奉行に任ず。慶應元年十月勘定奉行勝手方となり、二年七月關東郡代兼帶。四年正月免職。〔七五〕

小栗忠順 小栗上野介に同じ。一、二、三、掲出。〔一〇四〕

小原仁兵衛 五掲出。〔五〇、八二〕

尾張大納言 徳川慶勝に同じ。〔三三、四五〕

大炊御門家信 四掲出。〔七五〕
大河内正質 松平豐前守に同じ。〔七、三七、三八〕

正親町實徳 實光の子。文化十一年九月生る。權大納言となる。明治二十九年十月死。その妹雅子仁孝天皇に奉仕し、典侍となる。孝明天皇の御生母なり。〔七五〕

正親町三條前大納言 實愛に同じ。〔八、二〕

正親町三條實愛 一、二、三、四、五掲出。〔五、七五、七七、一〇二〕

大久保一藏 一、二、三、四、五掲出。〔二〇、二一、二二、五一、五三、五四、五五、七七、八二、八五、八六、八七、八八、八九、九九、一〇三〕

大久保主膳正 名は忠恕、又豐後守と稱す。通稱嘉平次。文久元年六月目付となり、二年六月長崎奉行となる。三年六月大目付に移り、元治元年六月免職。十一月寄合より甲府勤番支配となり、間もなく免職。慶應元年十二月京都町奉行

となり、三年十二月陸軍奉行並に任じ、四年二月免職。〔二八、三七、七五〕

大久保忠寛 一、二掲出。〔一〇四〕

大久保筑後守 名は忠恒、通稱雄之助。萬延二年二月目付となり、その後數轉して元治元年十二月作事奉行に任ず。慶應元年五月持頭となり、二年十二月目付再役、三年正月禁裏附となる。同年十二月目付に移る。〔七五〕

大迫喜右衛門 四掲出。〔一三〕

大村益次郎 名は永敏、初村田藏六と稱し、後大村と改む。周防吉敷郡鑄錢司村の人。幼にして廣瀬淡窓の門に學び、後大阪に出で緒方洪庵に就き洋學を修む。遂に藩校の教授となる。慶應二年幕府の兵の四境に迫るにあひ迎戰皆克つ。戊辰の役各所に轉戰して功あり。遂に世襲祿千五百石を賜ひ。從四位兵部大輔に敘任す。明治二年九月刺客の兇刃に仆る。〔八六〕

大山格之助 二、三、五掲出。〔五四〕
大山彌助 二、四、五掲出。〔九、一三、五七〕

【力行】

カ

柏木總藏

五掲出。〔九七〕

勝義邦

勝安房守に同じ。一、二、三、五掲出。〔二〇四〕

桂右衛門

一、二、三、五掲出。〔五六〕

桂準一郎

木戸準一郎に同じ。〔七二〕

桂太郎

四掲出。〔八六〕

楫取素彦

四掲出。〔七三〕

川勝近江守

一、三、五掲出。〔三五、三九〕

川路正之進

名は利良、鹿兒島藩士。天保七年生る。夙に西郷隆盛に知られ、伏見鳥羽の役、上野彰義隊鎮壓等に功あり。後東京府大屬となり、邏卒總長となる。明治五年歐洲に至り、各國警察の實際を研究し來り、警視廳の長官となり、警察行政に關し貢獻するところ少なからず。明治十二年再度渡歐の途に上り、病を得て還り、十月十二日死。年四十四。〔一三〕

川村與十郎

二、四、五掲出。〔一三〕

神山左多衛

三、四掲出。〔五九、八五〕

鳥丸光徳

五掲出。〔五、九五〕

キ

木戸準一郎

木戸孝允に同じ。一、二、三、四、五掲出。〔八六、九六〕

ク

九鬼長門守

三掲出。〔三六〕

久世通熙

久世中將に同じ。二掲出。〔七五〕

九條道孝

三、四掲出。〔七五〕

コ

久我建通

一、四、五掲出。〔八九〕

五代才助

通稱徳助、松陰と號す。名は友厚、鹿兒島藩士。嘉永以來國事に關與し、安政四年長崎に至り航海砲術を習ふ。六年幕吏岩瀬忠震に従ひ上海に赴き外情を探る。元治元年留學生

十八人を率ゐる海外諸州を巡遊す。歸りて長崎大阪間の航路を開く。維新の際參與外國事務掛となる。次いで外國權判事、大阪府判事等となる。後民間に下り、株式取引所、商法會議所等を起す。十八年九月死。年五十三。贈正五位。〔七二〕

後藤象二郎

二、三、四、五掲出。〔六、三一、五八、五九、六〇、六三、七八、八二、八四〕

近衛忠熙

一、二、四掲出。〔七五〕

近衛忠房

一、二、三、四掲出。〔七五〕

【サ行】

サ

西園寺公望

徳大寺實則の弟。嘉永二年十月生る。明治維新の際、東北諸道に出征して功あり。明治三年佛蘭西に留學し、歸朝の後諸官に歴任し、文部大臣、樞密院議長等の重職に當り、日露戦争後内閣總理大臣に任じ、ついで政友會總裁となり、四十四年再び總理大臣たり。

大正八年萬國平和會議の際全權大使となり佛蘭西に赴く。明治十七年侯爵となり、大正九年公爵に陞る。昭和十五年十一月死。〔二二、五六〕

西郷吉二郎

鹿兒島藩士。西郷隆盛の弟。天保四年生る。名は隆廣。夙に兄の薰陶を受け、國事に奔走し、慶應年間上京して禁闕守衛の任に當る。戊辰の役薩藩二番隊の監軍に擧げられ、七月越後に出戦し長岡の戦に加はり、八月二日曲淵川の激戦に傷つき、十四日死す。年三十八。〔五七〕

西郷吉之助

一、二、三、四、五掲出。〔五一、五六、五八、七八、七九、八二〕

西郷小兵衛

鹿兒島藩士。隆盛の弟。戊辰の役、鳥羽伏見より奥羽に轉戦し、翌年鹿兒島常備隊の分隊長となる。のち春日潜庵の門に入る。歸國後加世田郷の副戸長となる。十年の役一番大隊一番小隊長となり、二月廿七日高瀬河南の役に死す。年二十八。〔五七〕

酒井雅樂頭

五掲出。〔三〇、三二、三八、六二〕

酒井忠篤 酒井左衛門尉に同じ。三、五掲出。

酒井忠惇 酒井雅樂頭に同じ。〔三七〕
酒井忠氏 酒井若狭守に同じ。三、五掲出。

佐々木只三郎 幕臣。名は泰昌また高城。剣道に達し、文久二年京都見廻組頭となる。三年清川八郎を暗殺す。明治戊辰の役、伏見に傷き、紀三井寺に死す。年三十六。〔七、二五〕
坂本龍馬 二、三、四掲出。〔五八、九〇、九二〕

佐久間近江守 五掲出。〔二一〕
澤太郎左衛門 幕臣、はじめ鏌太郎と稱す。名は貞説、天保五年六月生る。長じて蘭學を修め、砲術に通ず。安政中函館奉行支配、函館江戸書物御用出役に拔擢せられ、同四年九月長崎海軍傳習員となる。六年五月卒業。幕府海軍創設に功あり。後榎本武揚等と共に軍艦製造中立合御用をかね、最初の海外留學生として和蘭に派遣

せられ、慶應二年新製軍艦開陽丸に乗じて歸朝す。明治一年二年榎本と共に軍艦を率ゐるて官軍と戦ひ、敗れて獄に入り、五年一月赦免、明治政府に仕へ、開拓使御用より果進して海軍兵學校一等教官となる。三十一年五月死。年六十五。〔三三〕

澤 宣嘉 五掲出。〔五二、九五〕
三條實美 二、三、四、五掲出。〔三、五四、六三、八五、九五、一〇二〕

シ

設樂備中守 設樂岩次郎に同じ。三掲出。〔七五〕
四條隆諤 四、五掲出。〔四〕
四條隆平 隆諤の長男。天保二年四月生る。戊辰の役先鋒總督となり仙臺に至り、東北鎮定に功あり。後分家して男爵を授けらる。明治四十四年七月死。〔二二〕
篠原冬一郎 四、五掲出。〔一三〕
柴 誠一 五掲出。〔三八〕

柴田日向守 一掲出。〔四〇、四二、七二〕
椎原小彌太 五掲出。〔二四〕
澁澤喜作 澁澤成一郎に同じ。二掲出〔三九〕
島津忠義 二、三、五掲出。〔三、五五、五七、七六、七七、八五〕
島津齊彬 一、二、四、五掲出。〔一〕
島津久光 一、二、四、五掲出。〔二〇、五三、五四、五六、七六、七八〕

又

鈴木武五郎 四、五掲出。〔二三〕
淑子内親王 仁孝天皇皇女。母は按察使典侍藤原妍子。甘露寺國長の女。文政十二年正月降誕、天保十一年閑院尹宮御入簾仰出され、同十三年九月内親王宣下、淑子内親王と申し奉る。文久二年十二月桂宮節仁親王の後を承け桂宮と稱し、家を桂御所といふ。明治十四年十月三日薨す。御年五十三。京都市下京今熊野町に葬る。〔四〕

【夕行】

高崎左京 一、四、五掲出。〔七六〕
鷹司輔熙 一、二、三、四掲出。〔七五〕
鷹司政通 政熙の子。關白、太政大臣となる。文久二年六月隱居して拙山と號す。明治元年十月死。〔二二〕
瀧川具舉 瀧川播磨守に同じ。〔七、二六〕
瀧川播磨守 三、五掲出。〔二六、二八、三〇〕
竹中丹後守 五掲出。〔六、一一、一二、一七、二六、三七、三八、七五〕
伊達伊豫守 伊達宗城に同じ。〔三一〕
伊達宗城 一、二、三、五掲出。〔二、三、四、一〇、一四、八四〕
田中清右衛門 鹿兒島藩士。名は綱紀、天保五年生る。文久三年薩英戦争の際功あり、慶應三年藩主に従ひ東上し、鳥羽伏見の役に加はり、のち東山道先鋒總督の軍に従ひ、下總下野等に轉

戰、五月白河に戦死す。年三十五。贈從五位。

〔五一〕

玉松 操

三掲出。〔六六〕

田宮如雲

四、五掲出。〔八二〕

ツ

塚原但馬守

五掲出。〔三七、三八、七五〕

塚原昌義

但馬守に同じ。〔七、七五〕

辻 將曹

四、五掲出。〔五九、八二〕

津田山三郎

四、五掲出。〔八二〕

妻木多宮

五掲出。〔三三、四三、四六、四七、五二〕

テ

手代木直右衛門

三、四掲出。〔一一二〕

寺島陶藏

一、五掲出。寺島宗則また松木弘庵

と同じ。〔六七、七〇、七二〕

ト

藤堂和泉守

四、五掲出。〔二三〕

戸川伊豆守

二、三、四、五掲出。〔三二、七五〕

徳川家光

二、五掲出。〔一〕

徳川家茂

一、二、三、五掲出。〔九八〕

徳川慶勝

一、三、四、五掲出。〔二〇、七七〕

徳川慶喜

一、二、三、四、五掲出。〔一、二、三、五、六、七、一九、二四、二五、二七、二八、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、四一、四三、四六、四七、四八、四九、五〇、五二、五三、五四、五五、五九、六二、七〇、七二、七四、七九、九〇、九二、一〇三、一〇四、一〇五〕

徳大寺公純

應司政通の男。文政四年十一月生る。徳大寺實堅の後を嗣ぎ右大臣となる。明治十六年十一月死。〔二二、七五〕

徳大寺實則

一、二掲出。〔一〇二〕

徳大寺中納言

徳大寺實則に同じ。〔八二〕

戸田氏共

美濃大垣藩主。氏彬の子。安政元年六月生る。慶應元年八月家を嗣ぐ。よく藩政を

整へ軍制大に振ふ。維新の後米國に遊び、歸つて文部、外務兩省に勤仕し、埃國全權公使となる。後宮内省に入り、式部長官となる。〔七五〕

戸田大和守

五掲出。〔二八、三〇〕

豊岡隨資

權大納言弘資の後。大藏卿となる。明治十九年九月死。〔七五〕

鳥尾小彌太

二、五掲出。〔六、一〇〕

【十行】

内藤政舉

日向延岡藩主。備後守と稱す。實は太田資始の三男。嘉永三年五月生る。政義の嗣となる。文久二年十月家督を承く。昭和二年五月死。〔七五〕

永井玄蕃頭

一、二、三、四、五掲出。〔二六、二八、二九、三二、三三、三四、三七、七五〕

永井主水正

玄蕃頭に同じ。〔三八〕

中岡慎太郎

二、三、四、五掲出。〔五八〕

中根雪江

一、二、三、四、五掲出。〔二、二

仁

和 寺宮 嘉彰親王に同じ。四掲出。〔一〇、

西

千 嘉 後の名は寛二郎、鹿兒島藩士。弘化三年生る。幼より久光に近侍し、京薩の間を往來し、戊辰の役二十三歳にして遊撃隊長となり、伏見鳥羽及び會津越後に轉戦し功あり。明治四年陸軍中尉となる。日清、日露兩役また功あり。累進して陸軍大將となる。のち遼東守備軍司令官、教育總監、軍事參議官などに歴補し、四十四年待命となる。四十五年二月死。年六十七。〔一一〕

中山猶介

二、四、五掲出。〔一三〕

中山前大納言

中山忠能に同じ。〔二、八二〕

中山忠能

一、三、四、五掲出。〔七五、一〇二〕

成瀬隼人正

三、四、五掲出。〔二〕

二

一四、二〇、四九、五二、五四、五五、六三、八二、九五

野津七左衛門 五掲出。〔一三〕
野宮定功 野宮中納言に同じ。一掲出。〔七五〕

【八行】

坊城俊政 權大納言俊克の子。式部頭となる。明治十四年九月死。〔七五〕

橋本實梁 四掲出。〔九七〕

葉室長順 四掲出。〔七五〕

林權助 四、五掲出。〔八、一七〕

林半七 四、五掲出。〔六、二五〕

七

東久世通禧 二、四、五掲出。〔五二、五四、六三、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、八二、八五〕

八二、八五

廣澤眞臣 兵助に同じ。〔五、八六〕

廣橋胤保 光成の子。文政二年二月生る。權大納言となる。明治九年十月死。〔七五〕

廣幡忠禮 四掲出。〔七五〕

フ

深尾 鼎 名は重先、土佐藩主山内氏の家老たり。同姓重愷の子、重教の養子となる。維新の際藩主を輔けて功あり。明治四年十二月隠居し、二十三年死。三十九年孫重孝男爵を授けらる。〔六〇〕

福岡藤次 一、二、三、四掲出。〔五九、八二〕

福地源一郎 一、三、五掲出。〔四〇〕

伏見宮邦家親王 貞敬親王第一王子。伏見宮第九代主。享和二年十月京都に生る。睦宮と稱せらる。文化十四年光格天皇御猶子となり、親王宣下上野太守に任ぜらる。天保十三年七月事により閉門、太守を辭せられ、隠居落飾して禪樂

三、九一、九五

備前少將 池田章政に同じ。〔六五〕
土方歳三 武州多摩郡石田村の人。父を隼人といふ。若くして江戸近藤邦武の塾に入り、宮川勇に兄事す。文久三年勇と共に幕府の徴に應じ、浪士の隊に加はり上京し、浮浪の騷擾を鎮靜す。明治元年伏見鳥羽の役後徳川慶喜の東歸に従ひ、江戸に歸り、勇と兵を擧げ、西軍を防がんとして成らず、勇の死後會津に入り、ついで榎本武揚の軍に合し、函館五稜郭を守り戦つて死す。年三十五。〔一七〕

日野資宗 四掲出。〔七五〕

平松時厚 時言の子。弘化二年十月生る。維新の際恢復を謀り譴を蒙る。戊辰役従軍して功あり。錦鶏間祇候、貴族院議員となる。明治四十四年八月死。〔九五〕

平山圖書頭 一、二、三、四、五掲出。〔三三、三七、三八、三九、七五〕

廣澤兵助 二、三、四、五掲出。〔六一、七四、

と稱せらる。文久四年二月復飾再び宮家相續、二品に敘し、式部卿に任ぜらる。明治元年明治天皇御元服に當り冠親とならせらる。三月一品に敘せらる。五年三月東京に移居、四月隠居、八月薨去。京都に歸葬す。〔七五〕
伏原宣諭 宣明の子。大和權介と稱す。明治九年八月死。〔七五〕
淵邊直右衛門 五掲出。〔六〕

ホ

保科正之 五掲出。〔一〕

星野豊後守 名は成美、通稱録三郎。慶應二年十月勘定吟味役より勘定奉行並なる。三年十月禁裏附となり、十二月勘定奉行並再役、四年二月免職。〔七五、九〇〕

細川左京大夫 細川喜廷に同じ。〔三一〕

細川喜廷 また護久と名のる。肥後熊本藩主。留邦の子。明治三年五月家督を承く。議定參與となる。明治二十六年九月死。〔二七〕

堀直太郎 三掲出。〔五三〕

【マ行】

マ

牧野越中守 四掲出。〔四四〕

松平越中守 松平定敬に同じ。〔三二〕

松平大藏大輔 松平春嶽に同じ。〔三一、三三、四五〕

松平大隅守 名は信敏、通稱勘太郎、三掲出。〔三二、七五〕

松平容保 一、二、三、四、五掲出。〔一、二五三四、七五〕

松平定昭 伊豫松山藩主、久松氏。藤堂高猷の四男。弘化二年十一月生る。勝成の嗣となり、慶應三年九月家督を承け、明治元年五月隠居す。〔七五〕

松平定敬 一、二、三、四、五掲出。〔二五、三

四、七五〕

松平春嶽 一、二、三、四、五掲出。〔二、四、二〇、三一、四九、九一、九八〕

松平直克 松平大和守に同じ。〔九七、九八〕

松平乘謨 縫殿頭に同じ。三、四掲出。〔三六〕

松平伯耆守 丹後宮津藩主。本莊氏。名は宗武。また伊豫守と稱す。明治二十六年四月死。〔二二〕

松平肥後守 松平容保に同じ。〔三二〕

松平備前守 池田章政に同じ。〔六三〕

松平豊前守 三、四、五掲出。〔一一、三三、三八〕

松平正質 豊前守に同じ。〔七五〕

松平宗武 松平伯耆守に同じ。〔七五〕

松平容堂 山内容堂に同じ。〔三一、五〇〕

松平頼聰 松平讃岐守に同じ。五掲出。〔七五〕

松平大和守 五掲出。〔九九〕

前島 越後高田藩領内上野助右衛門の子。天保六年正月生る。明治維新後民部大藏等に入

り、租税驛遞、勸業の事を管し、後遞信次官、元老院議員となる。明治三十五年男爵を授けらる。大正八年五月死。〔四二〕

三浦梧樓 五掲出。〔一五〕

溝口孤雲 四、五掲出。〔二三、二九、三〇〕

三岡八郎 三、五掲出。〔五九、八二、九〇、九二、九三〕

水戸烈公 徳川齊昭に同じ。一、二掲出。〔二〕

蓑田傳兵衛 二、三、四、五掲出。〔二〇、二二、五三、五四、七七、七九〕

壬生輔世 左大史小槻山公今雄三十六世の孫。文化八年六月生る。中務少輔となる。〔四〕

壬生基修 四、五掲出。〔九五〕

ム

陸奥陽之助 陸奥宗光に同じ。三、五掲出。〔六七、六九、七〇〕

村田勇右衛門 五掲出。〔一三〕

室賀伊豫守 甲斐守に同じ。〔三三〕

室賀甲斐守 五掲出。〔七五〕

毛受鹿之助 四、五掲出。〔九五〕

毛利大膳大夫 敬親に同じ。〔七四〕

毛利敬親 二、三、四、五掲出。〔二、七四〕

毛利平六郎 四、五掲出。〔二四〕

森山多吉郎 五掲出。〔四二〕

【ヤ行】

ヤ

矢田堀讃岐守 字は孟軻、初名敏、のち鴻と改

む。通稱景藏、實は關東代官荒井清兵衛の弟なり。嘉永元年昌平覺に於て學試乙科に中り、後海軍に従事す。測量算數の學に精しく、安政二

年海軍傳習生となり、長崎に至り蘭人に學ぶ。後江戸に歸り、軍艦頭取となり、又海軍教授となり、轉じて軍艦奉行に任ず。幕府瓦解の後駿河沼津學校の長となり、ついで明治政府に徵され、海軍工部等に歴任し遞信省司檢官となる。明治二十年十一月十七日死。年五十九。牛込宗源寺に葬る。〔三三三〕

柳原光愛 一、二、四掲出。〔七五〕
山内容堂 一、二、三、四、五掲出。〔二、三、六、一〇、三一、五八、六〇〕

山川大藏 會津藩士。名は浩。文久三年藩主に從ひ上京し、慶應二年小出大和守に從ひ露國に赴き、樺太境界議定に參與す。戊辰の役日光口を守り屢々西軍を破る。後斗南藩權大參事となり、卒先して藩士授産に盡力す。明治十年の役西征別動軍參謀となる。十九年高等師範學校長に任じ、二十三年貴族院議員となる。二十四年學校長を辭し、主として力を政治に盡さんとせしが病に罹り果さず。三十一年四月東京に死

す。年五十四。〔二六〕

山口駿河守 名は直毅、通稱は勘兵衛、また信濃守と稱す。萬延元年十二月目付となり、文久二年九月諸大夫となり、三年三月講武所奉行並となり、騎兵奉行兼帶。同年五月神奈川奉行となる。六月免職、七月目付再役、同月免職、元治元年六月寄合より作事奉行格目付となる。慶應元年四月外國奉行に任じ、同年九月大阪に於て目付を兼ぬ。同年十一月町奉行となる。二年八月歩兵奉行に移り、十一月騎兵奉行となり、十二月陸軍奉行並となり、三年六月外國奉行を兼ね、同年外國惣奉行並となる。〔三二、三六、三九〕

山階宮 一、二、四掲出〔二、四〕。
山地忠七 二掲出。〔六〕

吉井幸輔 一、二、三、四掲出。〔六七、七〇、七二〕

【ラ行】

六條有容 六條中納言に同じ。一掲出。〔七五〕

【ワ行】

和田彦兵衛 名は秋清、鹿兒島藩士。文久中五代友厚に從ひ、航海術を學ぶ。慶應年中春日丸士官に任じ海軍所下目付たり。三年十二月兵庫港に碇泊して時變に備ふ。明治元年正月幕府の開陽艦と戦ふ。二年三月艦長赤塚眞成と共に官古港に入り、また幕艦と戦ひ、遂に之を走らし、青森に抵る。ついで函館港に入る。五月七日賊艦回天、蟠龍と戦ひ、傷つき翌日死。年三十六。〔三三三〕

昭和十六年十一月十日印刷
昭和十六年十一月十五日發行

昭和天皇御宇史 (第六册)

定價金二圓五拾錢

著者 德富猪一郎

發行者 株式會社明治書院
東京市神田區錦町一丁目十六番地
取締役社長 森下松衛

印刷所 凸版印刷株式會社
東京市下谷區二長町一番地
代表者 井上源之丞



發行所

配給元


東京市神田區錦町
振替東京四九九一
電話神田二一四七番

東京市神田區淡路町
二丁目九番

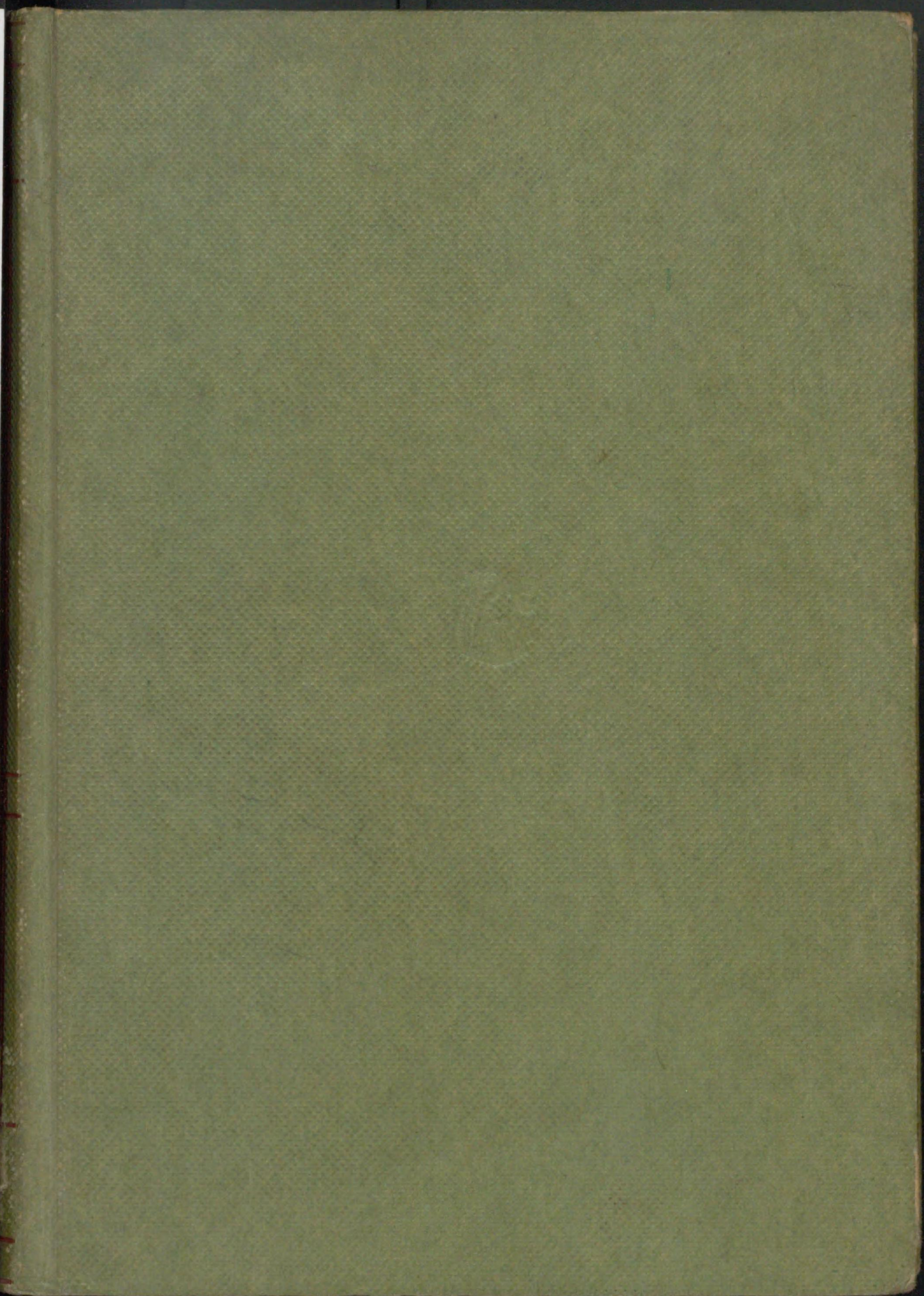
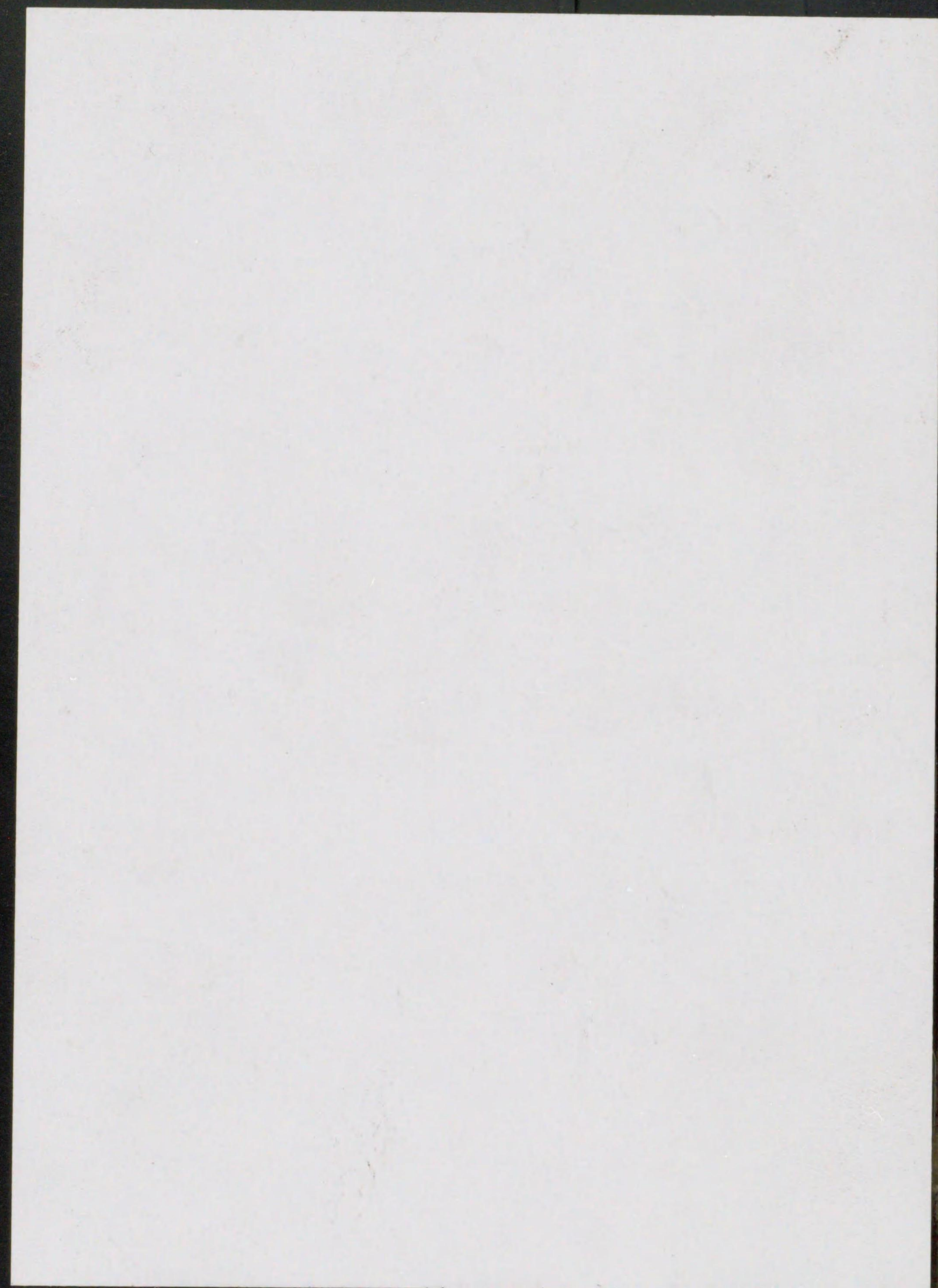
株式會社明治書院

日本出版配給株式會社

日本出版文化協會會員番號三四五五番



673
5

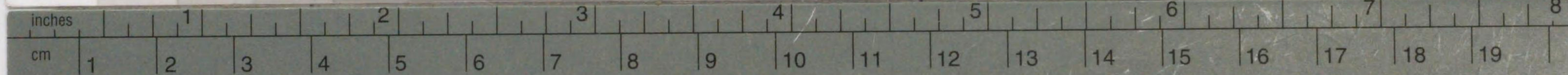
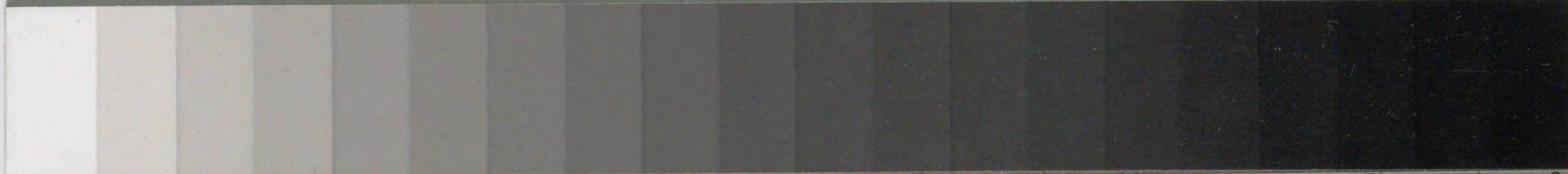


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

